

第2期 みさき 子どもとおともなも輝くプラン

(第3次)岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21
岬町子ども・子育て支援事業計画



令和2年(2020年)3月
岬町

第2期 みさき子どもとおとなも輝くプラン

（第3次）岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21
岬町子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月
岬町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 国の政策や法制度の動向	2
3. 計画の対象と位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
第2章 子どもと家族を取り巻く状況	6
1. 少子化の動向	6
2. 就労の状況	7
3. 岬町の子育て支援施策の概況	8
4. 岬町子育て支援センターの活動状況	17
5. 子どもと子育て家庭の現状(ニーズ調査から)	21
6. 岬町における子ども・子育て支援の課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 基本理念	37
2. 基本的視点	38
3. 基本目標	39
第4章 次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21	40
1. (第2次)次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子21(平成27年度～31年度)の成果と課題	40
2. 本計画の事業体系	43
3. 事業一覧	44
4. 施策の展開	48
第5章 子ども・子育て支援事業計画	73
1. 教育・保育提供区域の設定	73
2. 児童数の推計	73
3. 子ども・子育て支援法における事業の体系	74
4. 幼児期の学校教育・保育	75
5. 地域子ども・子育て支援事業	78
第6章 計画の推進に向けて	86
1. 全庁的な推進体制づくり	86
2. 圏域内および大阪府との連携	86
3. 関係機関・団体等との連携	86
4. 推進状況の定期的な検証と評価	86
5. 住民と行政の協働	87
資料編	88

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では少子高齢化の進展とともに核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通して家庭で子育てを学ぶ機会が少なくなり、地域における近隣とのつながりや、地域社会の子育て機能が低下してきています。これらを背景に保護者が子育てにおける負担感、不安感を感じやすい状況になっていると考えられ、近年、痛ましい児童虐待に関する報道が増加するなど、子どもと保護者を取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

国においては、急速な少子化の進行や家庭環境の変化を踏まえ、平成15年（2003年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定、平成24年（2012年）に子ども・子育て支援法を含めた「子ども・子育て関連3法」を制定し、待機児童対策などの子どもや子育て家庭への支援施策を展開してきました。

また、児童虐待など子どもの人権を侵害する事件が増加しており、子どもの権利が保障される環境づくりについて、社会全体が認識を新たにしなければならない状況となっています。これに対し、国は児童福祉法の改正を行い、平成28年（2016年）には児童が権利の主体であることを改めて明確にしました。平成31年（2019年）には親権者などによるしつけ名目の体罰禁止や児童相談所の体制強化を規定しています。

地域での助け合いなどの必要性の高まりから、国は社会福祉法の改正も行っており、平成29年（2017年）には地域住民による支え合いと公的支援が連動する「地域共生社会」の実現について、平成30年（2018年）には市町村地域福祉計画を個別の福祉計画の「上位計画」に位置づけることを規定しています。

これらを受けて、本町では、平成25年度（2013年度）に、「岬町子ども・子育て支援事業計画」、「岬町次世代育成支援行動計画」、「みさき健やか親子21」を一体とした「みさき子どもとおとなも輝くプラン」（以下、「第1期計画」という。）を策定しています。このたび、近年の社会情勢や法・制度の動向を受け、地域における子どもと子育て家庭を地域全体で支援する「第2期みさき子どもとおとなも輝くプラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 国の政策や法制度の動向

第1期計画の5年間における子ども・子育て支援に関する新たな国の方針や法制度の改正等の動向については、次のとおりです。

「子ども・子育て支援新制度の施行」(平成27年(2015年)4月施行)

平成24年(2012年)に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年(2015年)4月から本格施行されました。

「児童福祉法等の改正」

(平成28年(2016年)6月、平成28年(2016年)10月及び平成29年(2017年)4月施行)

平成28年(2016年)の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約に基づき、昭和22年(1947年)の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念規定を改め、児童が権利の主体であることや子どもの最善の利益が優先されることが明確化されました。また、しつけを名目とする児童虐待の禁止が明記され、児童相談所や市町村の体制強化、里親委託の推進等に関する措置が講じられました。特に市町村に対しては、児童虐待発生予防のための「子育て世代包括支援センター」の設置や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を実施するための「市町村における支援拠点」の整備が努力義務化されることとなりました。

「子供・若者育成支援推進大綱」の策定(平成28年(2016年)2月施行)

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年(2016年)2月に、子供・若者育成支援施策に関する新たな基本的な方針となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。新大綱では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

「ニッポン一億総活躍プラン」の策定(平成28年(2016年)6月策定)

我が国が構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年(2016年)6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。このプランにおいては、子育て環境の整備として、保育の受け皿整備、保育士の待遇改善、放課後児童クラブの整備等が掲げられるとともに、「希望出生率1.8」の実現に向け、女性活躍、結婚支援の充実、若者・子育て世帯への支援等も掲げられています。

「子育て安心プラン」の策定(平成 29 年(2017 年)6月策定)

上記「ニッポン一億総活躍プラン」の策定を受け、今後も 25 歳から 44 歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、平成 29 年(2017 年)6 月に「子育て安心プラン」を公表し、平成 30 年度(2018 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 5 年間で女性の就業率 80% にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を新たに整備することとされました。(同年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、平成 32 年度(2020 年度)末までに整備することを明記。)

母子保健法の改正(平成 29 年(2017 年)4月施行)

母子保健法が改正され、子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)の設置が市町村の努力義務として位置付けられました。

保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改正(平成 30 年(2018 年)4月施行)

就学前教育の必要性、待機児童問題、子どもの虐待問題等さまざまな社会情勢を反映し、平成 29 年(2017 年)3 月に「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が告示され、平成 30 年(2018 年)4 月に施行されました。全てに共通して幼児教育の目的や小学校就学後のつながりが明確にされるとともに、「保育所保育指針」においては、乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育、保護者や地域社会と連携した子育て支援の重要性等も明確になっています。

社会福祉法の改正(平成 30 年(2018 年)4月施行)

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題等、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されました。これにより、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備が進められています。

新・放課後子ども総合プランの策定(平成 30 年(2018 年)9月策定)

平成 30 年(2018 年)9 月に、文部科学省と厚生労働省とが共同で平成 31 年度(2019 年度)から 5 年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。本プランでは、「放課後子ども総合プラン」の進捗を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとしています。

子どもの貧困に関する法律の改正(令和元年(2019 年)9月施行)

子どもの貧困対策の総合的な推進を図るために、平成 26 年(2014 年)1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について、この間の社会状況の変化を受け、令和元年(2019 年)6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること

や、貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、区市町村における子どもの貧困対策計画策定の努力義務が規定されました。また、この法改正を踏まえ、令和元年（2019年）11月に、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

幼児教育・保育の無償化並びに高等教育等の無償化

（令和元年（2019年）10月施行、令和2年（2020年）4月施行）

「新しい経済政策パッケージ」、「経済財政運営と改革の基本方針」を基に、幼児教育・保育を無償化する「改正子ども・子育て支援法」と、低所得者世帯を対象に大学等高等教育を無償化する「大学等修学支援法」が成立しました。幼児教育・保育の無償化は令和元年（2019年）10月から、高等教育等の無償化は令和2年（2020年）4月からそれぞれ開始され、財源はいずれも令和元年（2019年）10月からの消費税率10%への引き上げ分を充てていくこととされています。

3. 計画の対象と位置づけ

「岬町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村計画として策定するもので、本町内における潜在ニーズも含めた幼児期における学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要量を見込み、その確保のための方策を記す計画です。保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援を行います。

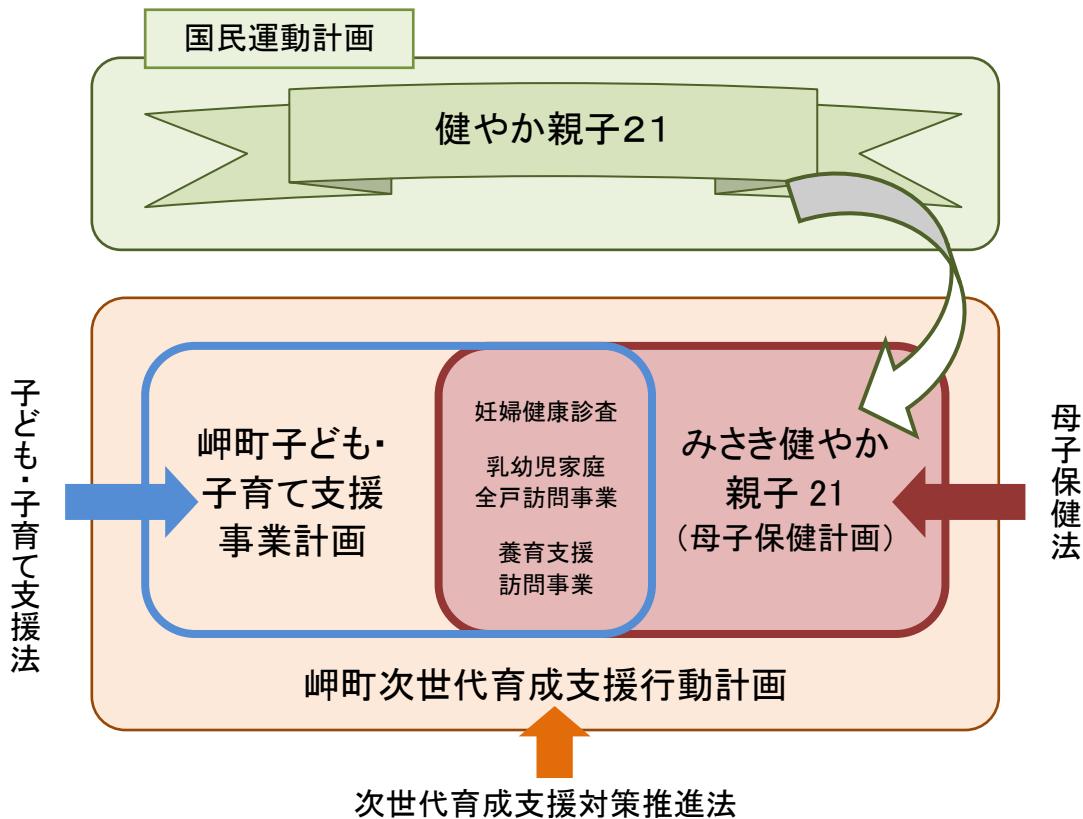
「岬町次世代育成支援行動計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」に位置づけられ、おおむね18歳までの子どもとその子育て家庭等に対するさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとします。

「みさき健やか親子21」は、母子保健の国民運動計画「健やか親子21」を本町において計画的に取り組むための計画です。

また、本計画は、大阪府が策定する「大阪府子ども総合計画」をはじめ、「岬町総合計画」を上位計画とし、「岬町障害者基本計画及び障害福祉計画」、「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「岬町健康増進計画及び食育推進計画」、「岬町男女共同参画プラン」など本町における他の計画との整合性を図るものとします。

本計画を構成する3計画の関係

本計画を構成する「岬町子ども・子育て支援事業計画」「岬町次世代育成支援行動計画」「みさき健やか親子 21」の関係は次の通りです。



4. 計画の期間

本計画の期間は令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかわる当事者並びに地域住民の意見を計画に反映していくため、PTA 代表、子育て支援機関、教育関係者などからなる「岬町子ども・子育て会議」並びに「岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子 21 推進協議会」を設置し検討しました。

また、当事者の声を反映するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

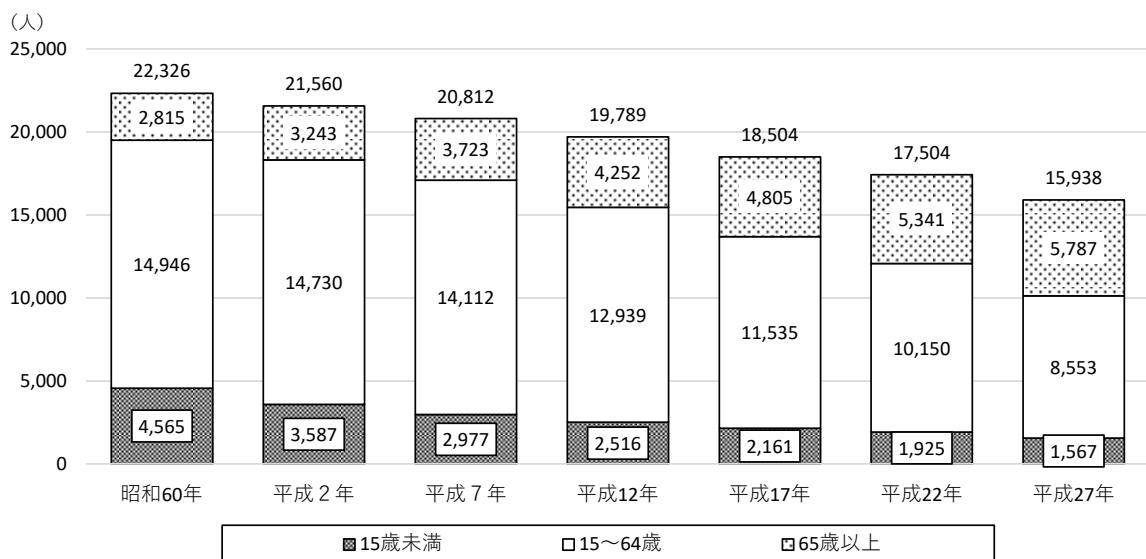
第2章 子どもと家族を取り巻く状況

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の人口は減少傾向にあり、平成27年（2015年）には15,938人となっています。人口構造をみると、15歳未満の人口が一貫して減少傾向にある一方で、65歳以上の人口は年々増加しており、平成27年には高齢化率が36.3%となっています。

■年齢3区分別人口の推移

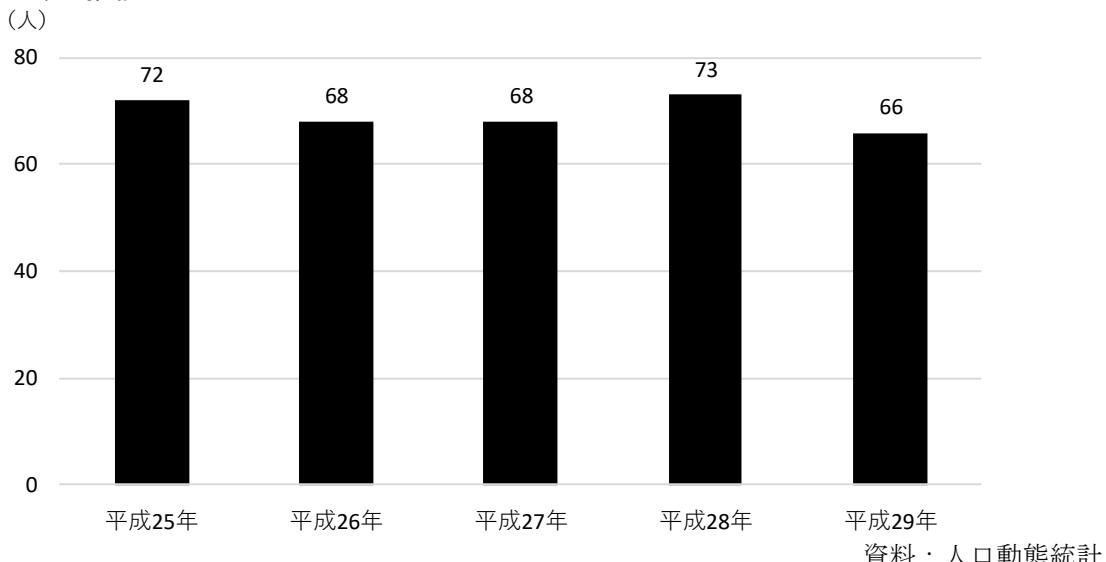


資料：国勢調査（総人口は年齢不詳の人を含む）

(2) 出生の動向

出生数は、平成25年（2013年）からの5年間では出生数は横ばいに推移しています。

■出生数の推移

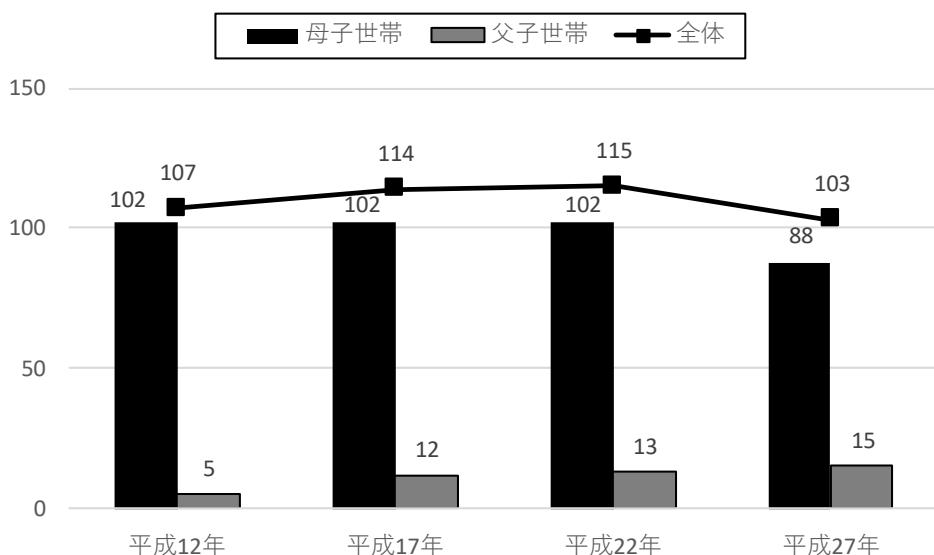


資料：人口動態統計

(3) ひとり親世帯の状況

母子世帯は平成27年(2015年)に減少しましたが、父子世帯は増加傾向がみられます。ひとり親世帯数は、平成27年(2015年)で103世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移



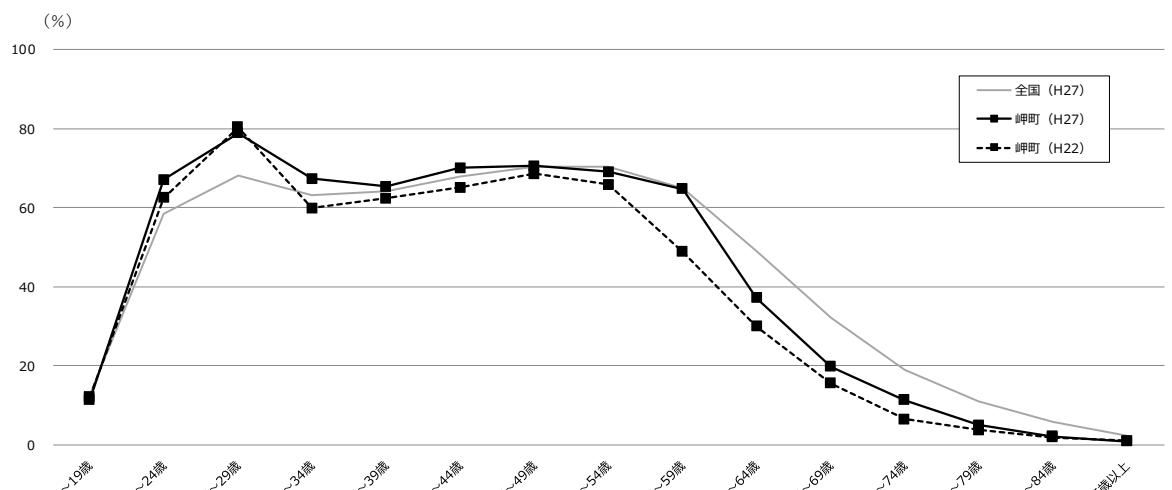
資料：国勢調査

2. 就労の状況

(1) 女性の就業状況

年齢階層別の女性の就業率をみると、30歳代前半の年代で就業率が落ち込むM字カーブを描いています。平成22年と平成27年を比較すると、全体的に上昇しています。一方、全国平均と比較すると、20歳代までは全国平均より高くなっています。30歳から60歳未満までは全国水準ですが、60歳以降は全国水準を下回っています。

■女性の年齢5歳階級別就業率(15歳以上)



資料：国勢調査

3. 岬町の子育て支援施策の概況

(1) 幼児教育・保育の状況

①保育(保育所・認定こども園)の利用状況

本町では子どもの人口は減少傾向にあります、近年、保育(2・3号認定)の入所は増加傾向にあります。平成31年度の入所者数は保育所3か所及び認定こども園、町外施設の受入れを合わせて192人、入所率は58.2%となっています。

また、本町では乳児の保育にも積極的に取り組んでいます。平成29年度から町立3保育所すべてで、生後59日から受け入れられるよう乳児保育の充実に努め、保護者の働き方の変化に合わせた子育て支援に力を入れています。

■保育(2・3号認定)の利用状況

単位:人

施設名	認可定員	入所児童数(町外利用含)			
		0歳児	1・2歳児	3・5歳児	計
保育所	310	8	70	108	186
認定こども園	20	0	0	6	6
計	330	8	70	114	192

資料:子育て支援課(平成31年4月1日現在)

■保育事業の推移

単位:箇所、人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所及び認定こども園数	4	4	4	4	4
認可定員数	330	330	330	330	330
入所者数(町外利用含)	145	141	162	190	192
入所率	43.9%	42.7%	49.1%	57.6%	58.2%
地域活動事業*	実施箇所数	4	4	4	4

資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

地域活動事業

保育所は、地域に開かれた社会資源として、その機能を地域住民のために積極的に活用することが求められており、障がい児保育、園庭開放、子育て相談等、さまざまな地域活動事業が行われています。

②保育所における子育て支援関連事業の実施状況

家庭訪問*は、平成 29 年度から平成 31 年度にかけて保育所利用児童数の増加や、共働きや核家族の増加による子育てへの負担感の増大を背景に必要に応じて 1 世帯につき複数回訪問を行うなど、実施回数が多くなっています。園庭遊び*の参加人数は年によってばらつきがみられますが、全体的に参加人数は少なくなっています。家庭支援事業*は、平成 30 年度は、淡輪保育所で 8 世帯、深日保育所で 11 世帯、多奈川保育所で 3 世帯に実施しました。

■保育所の子育て支援関連事業の実施状況

単位:回、人、世帯、件

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
淡輪保育所	家庭訪問	127	131	65	97	146
	園庭遊び(回数)	10	10	10	10	10
	園庭遊び参加人数	17	25	20	12	7
	ほのぼのクラブ*(回数)	2	4	4	4	2
	家庭支援事業	世帯	3	9	8	10
		件数	3	9	8	15
深日保育所	家庭訪問	28	31	40	42	40
	園庭遊び(回数)	10	10	10	10	10
	園庭遊び参加人数	5	13	17	9	4
	ほのぼのクラブ(回数)	3	2	4	2	3
	家庭支援事業	世帯	11	12	13	11
		件数	18	21	27	12
多奈川保育所	家庭訪問	15	14	19	20	19
	園庭遊び(回数)	10	10	10	10	10
	園庭遊び参加人数	4	0	0	2	1
	ほのぼのクラブ(回数)	4	4	4	4	4
	家庭支援事業	世帯	4	2	2	3
		件数	20	21	30	24

資料：子育て支援課

家庭訪問

保育所に入所している児童の家庭を、年 1 回保育士が訪問します。

園庭遊び

保育所の園庭を開放して、未入所児と保護者の遊び場、交流の場を提供します。(毎月第 2 木曜日)

家庭支援事業

ひとり親や子育て不安など配慮を要する入所児童及びその家庭に対する家庭訪問や育児支援等を行うことにより、地域における保育所機能の一層の地域展開を図る事業です。

ほのぼのクラブ

親子の交流や仲間づくりの場として、月 1 回保育士が入って親子遊びを実施しています。

③幼児教育(幼稚園・認定こども園)の利用状況

本町の幼児教育利用児童数は、年々減少傾向にあり、平成31年度には公立・私立を合わせて118人となっています。預かり保育は3園すべてで実施していますが、利用児童数の減少に対し、利用状況はあまり減少がみられません。

■幼児教育の利用状況

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認可定員数	370	370	370	370	370
入所児童数(町外利用含)	173	150	140	118	118
入所率	46.8%	40.5%	37.8%	31.9%	31.9%
預かり保育利用児童数 (年間延べ利用人数)	3,095	4,335	3,834	3,914	3,780

資料:子育て支援課(各年5月1日現在)

預かり保育

【淡輪幼稚園】 月曜日～金曜日 16時30分まで

(夏休み・冬休み・春休み期間中は、8時30分～16時30分まで実施)

【海星幼稚園】 月曜日～金曜日 17時30分まで

(夏休み期間中は、8月はじめの10日間程度、8時30分～16時30分まで実施)

【教円幼稚園】 月曜日～金曜日 17時30分まで

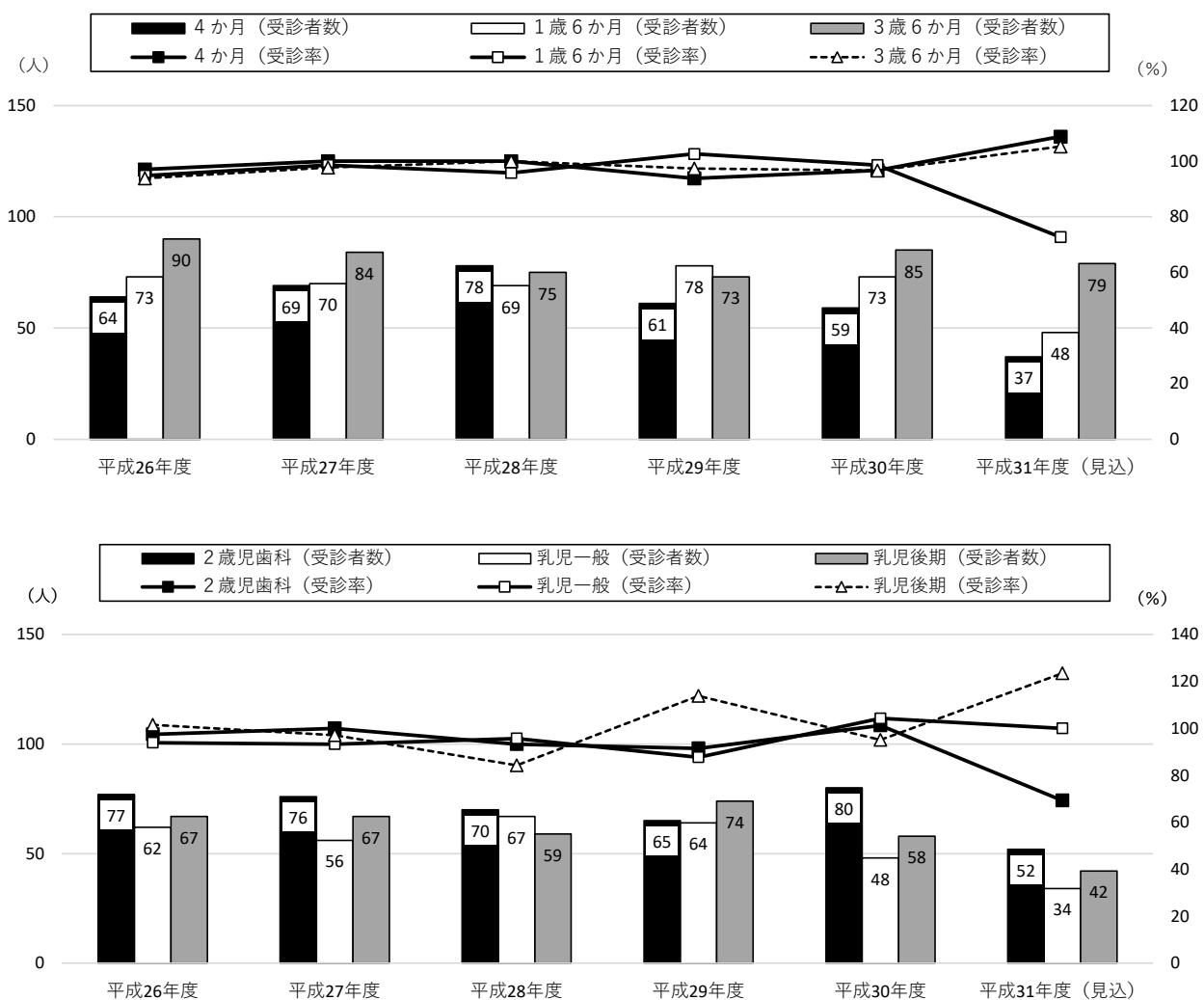
(夏休み期間中は、7時30分～17時30分まで実施)

(2) 母子保健サービスの実施状況

乳幼児期における心身の成長発達の状態を確認し、保護者の相談に対応した支援の場として、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の各健診を保健センターで行っています。いずれも受診率は高く、おおむね90%以上で推移していますが、平成31年度の1歳6か月児健診のみ72.7%となっています。

乳児一般健康診査、後期健康診査の受診率は90%以上で推移しています。2歳児歯科健診の受診率は高く、おおむね90%を超えていましたが、平成31年度のみ69.3%となっています。

■乳幼児健康診査の状況

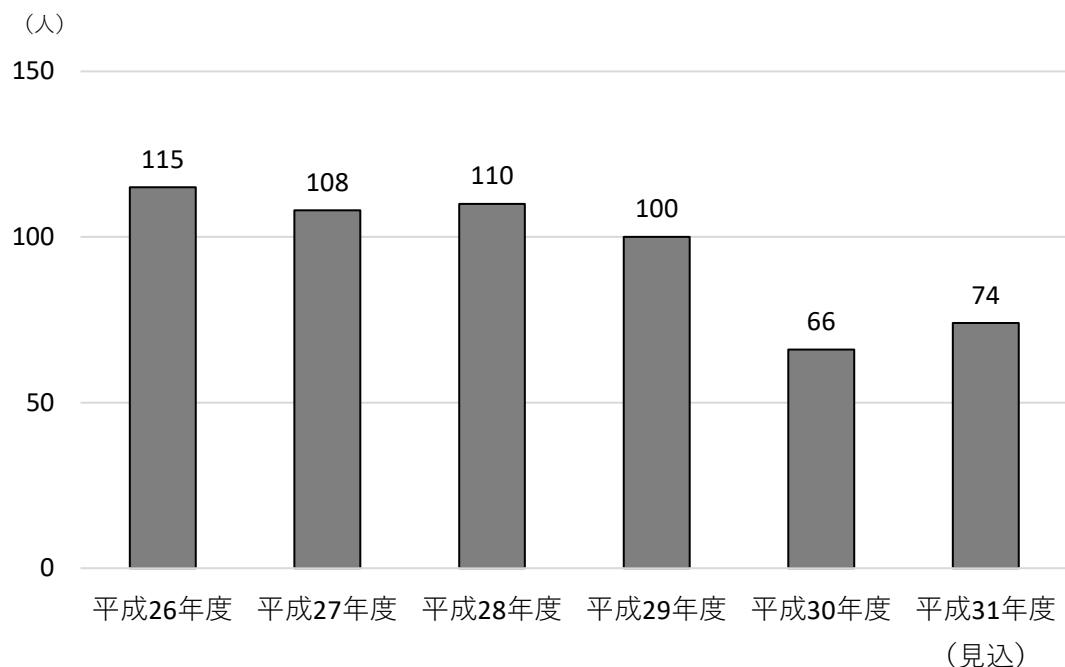


資料：岬町立保健センター
※前年度分受診を含むため、100%を超える年度もあります。

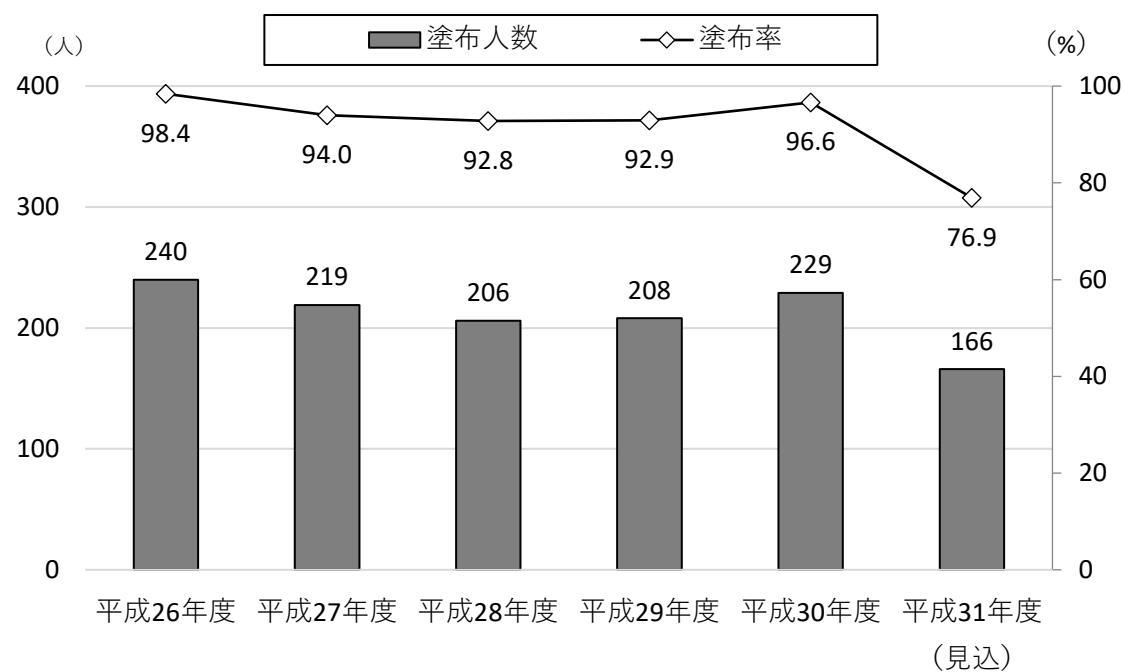
母子保健の取り組みの中では、特に近年、乳幼児相談の利用数が大きく伸びています。共働きや核家族の増加に伴い、家庭で子育ての悩みや不安の解消が困難になり、相談支援の需要が高まっています。

妊婦健康診査は受診券を交付し、健診費用の助成を行っています。平成30年度より産婦健診を開始し、産後の健康管理や産後うつへの支援を行っています。また、こんには赤ちゃん訪問事業は4か月までの乳児の全家庭を対象に訪問を行っています。

■妊婦健康診査

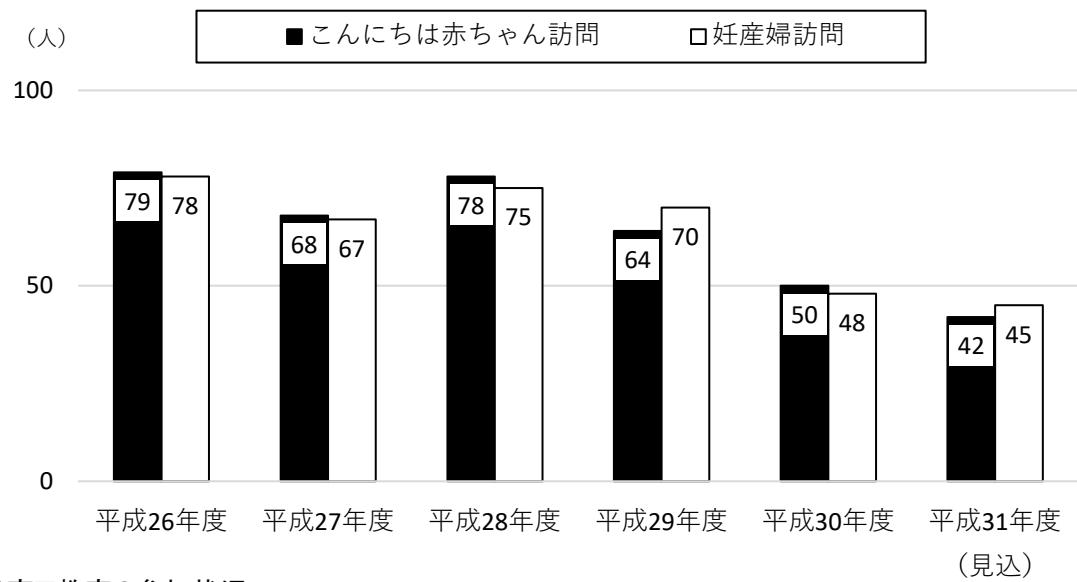


■歯科保健事業(フッ素塗布)の状況

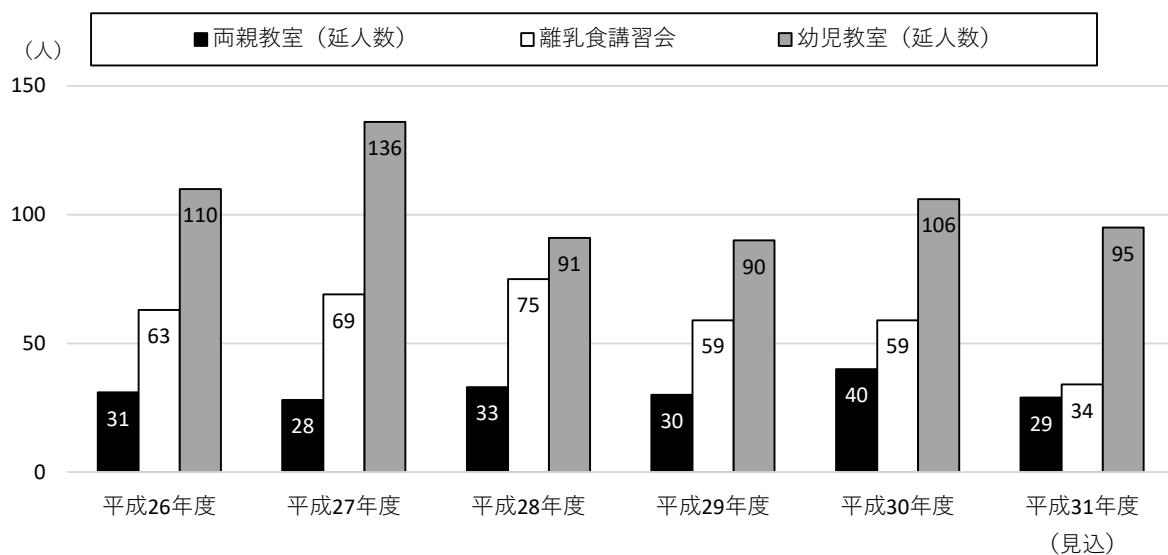


資料：岬町立保健センター

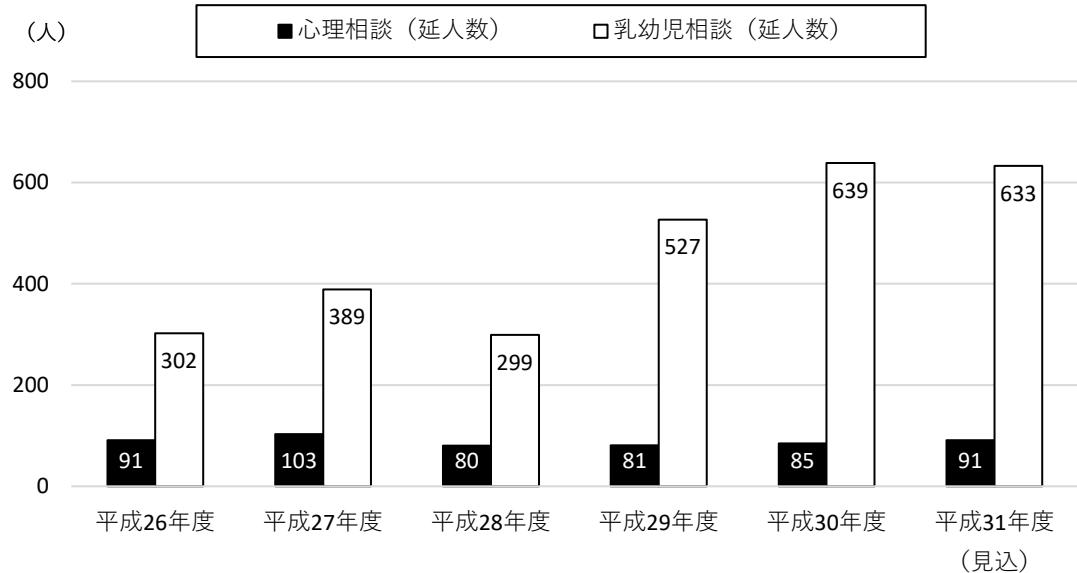
■家庭訪問の参加状況



■子育て教室の参加状況

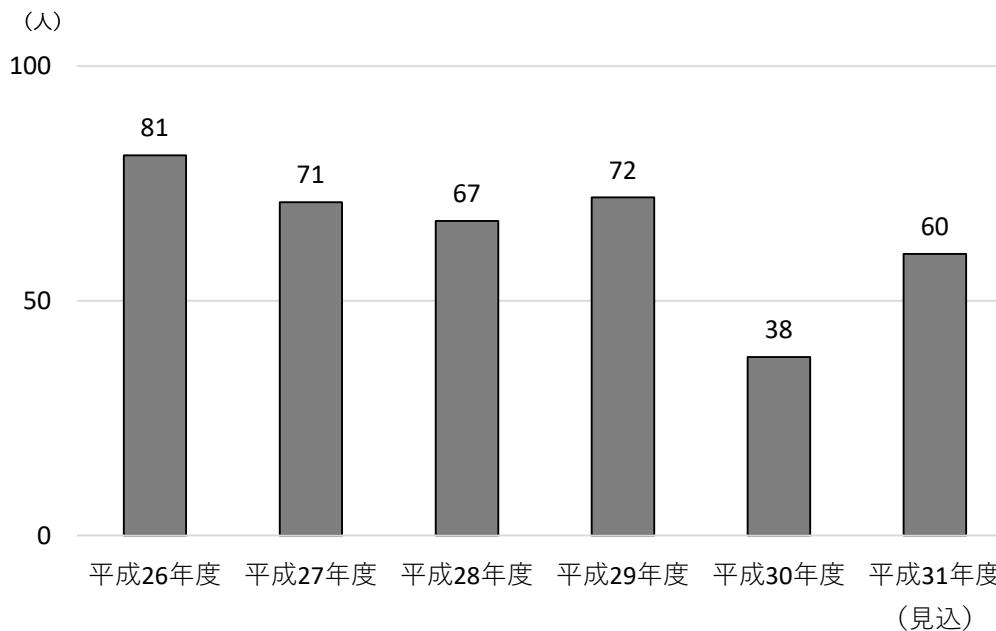


■相談の状況



資料：岬町立保健センター

■母子健康手帳交付数の状況



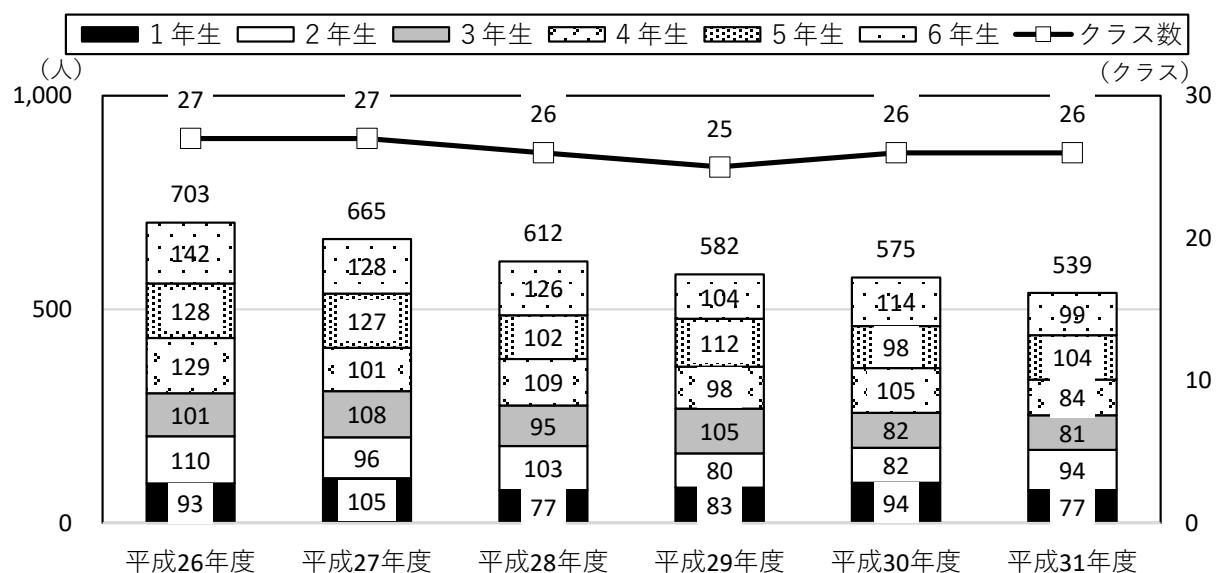
資料：岬町立保健センター

(3) 小・中学校の状況

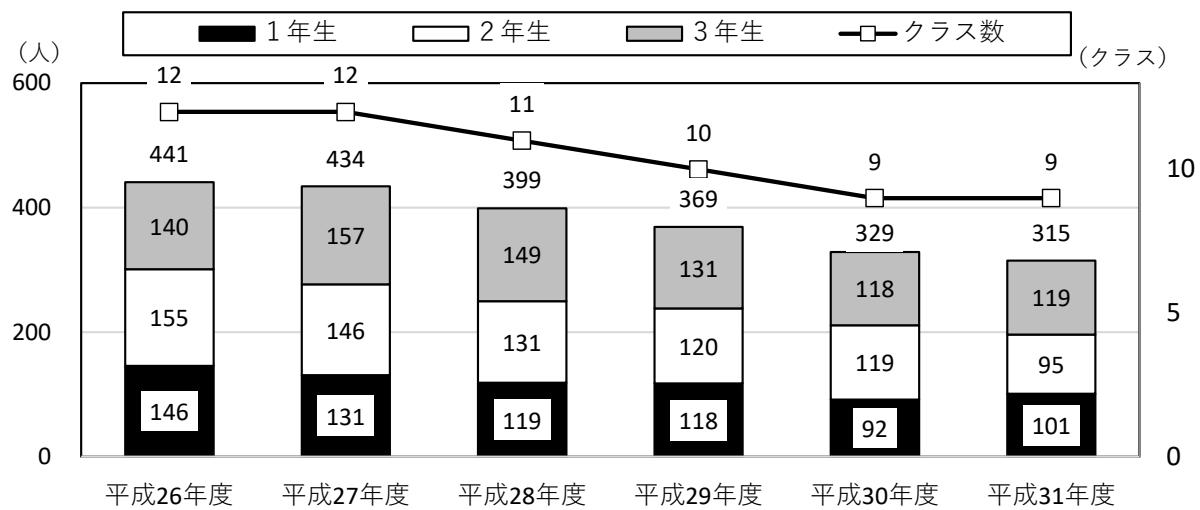
①児童生徒数の推移

本町には、小学校が3校、中学校が1校あります。小学校・中学校生徒いずれも減少傾向にあります。

■小学校児童数の推移



■中学校生徒数の推移



資料：学校教育課（※支援学級を除く）

②学童保育の状況

2か所（淡輪学童・深日学童）で実施しています。平成25年度に定員を120人に拡大しましたが、平成30年度には大きく在籍者数が増加しており、需要が年々高まっていると考えられます。

■学童保育の状況

単位:箇所、人、日

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数	2	2	2	2
定員数	120	120	120	120
在籍者数	127	115	119	149
開所日数	294	292	292	292

資料:子育て支援課

（4）相談の状況

大阪府岸和田子ども家庭センターにおける相談の受付状況をみると、本町住民の件数は、養護相談が増加傾向にあり、全体の相談件数は増加しています。

■岸和田子ども家庭センターにおける相談の状況

単位:件

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養護相談	保護者の家で、離婚、入院、死亡等による家庭での養育が困難な子ども、あるいは被児童虐待児童等養護に欠ける子どもに関する相談	13	26	22	32	45
保健相談	病弱児、小児喘息、その他疾患等を有する子どもに関する相談	0	0	0	0	0
障がい相談	肢体不自由、視覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症等に関する相談	38	22	38	29	16
非行相談	ぐ犯行為、触法行為に関する相談	0	1	1	4	1
育成相談	性格行動、不登校、進学・就職等の進路、しつけ等に関する相談	8	11	8	5	6
その他の相談	以上の各項に該当しない相談	1	2	2	0	4
合 計		62	62	71	70	72

資料:岸和田子ども家庭センター

(5) いじめ・不登校の状況

いじめ認知件数は、特に小学校において増加傾向がみられます。

不登校児童生徒数は、横ばいに推移はしていますが、毎年度把握されています。

■いじめ認知件数・不登校児童生徒数の推移

		単位:件			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
いじめ認知件数	小学校	3	13	24	15
	中学校	2	3	1	0
不登校児童生徒数	小学校	1	4	2	1
	中学校	9	10	9	11

資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

4. 岬町子育て支援センターの活動状況

(1) 子育て支援センター事業の内容

①事業の概要

地域の親子が気軽に出入りでき、交流や仲間づくり、相談ができる子育て支援の拠点として、休所中の保育所施設と遊具を活用して平成 18 年 10 月 1 日に開設しました。

「みどりっこ」の愛称で親しまれ、地域に根づいた子育て支援施設として認知されています。

■利用者数の推移

	単位:人			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 日当たり平均利用親子組数	9	11	10	9

資料：岬町子育て支援センター

②業務時間

月曜日から金曜日：午前 10 時～午後 4 時 30 分

第4土曜日：午前 10 時～12 時

※祝日・年末年始を除く

③事業内容

【みどりっこ広場】【ファミリー広場】

業務時間内は、いつでも自由に入りできる親子で遊べる場として保育室2室と遊戯室を開放し、飲食可能な部屋も1室設けています。

親子で気軽に集い、ふれあう場を提供することで、子育て中の親同士の情報交換や親子の交流を通して、育児不安の軽減や仲間づくりに結びつけています。

■みどりっこ広場／月曜日～金曜日 午前10時～午後4時30分（保育士3名常駐）

■ファミリー広場／第4土曜日 午前10時～12時

【つどいの広場「あそぼっと」】

地域の子育てグループ「岬子育てネットワーク」によるつどいの広場「あそぼっと」を開催して、協働で子育てを応援しています。みんなが集まるフリースペースで、子育ての先輩でもあるネットワークスタッフが常駐しています。

■毎週木曜日 午前10時30分～12時30分（祝日は休み、お盆・年末年始休みあり）

【育児相談】

電話・面接での育児相談を受け付けています。育児不安・母親の孤立化等、保健センター等の関係機関との連携、内容によっては専門機関につなぎ、必要に応じて家庭訪問を行うなど、親の気持ちに寄り添いながら育児の支援・援助を行っています。

【みどりっこ講座】

専門講師による親子で楽しむ講座として、「親子で楽しむおはなし会」「ベビーマッサージ」「からだをつかって遊ぼう」「英語で遊ぼう」を実施しています。特に「ベビーマッサージ」は人気の講座で、この講座受講をきっかけに“支援センターデビュー”をする親子が多くなっています。

「ぴよぴよ教室」「幼児教室・なかよし」では、子育て支援センターの保育士による製作・絵本読み聞かせ・触れ合い遊び等を親子で楽しむことのできる遊びの紹介を行っています。

【リフレッシュ講座】

母親が子どもと離れてリフレッシュする時間を持っています。専門講師による「ヨガ教室」「チベット体操」「PPテープ・クラフトテープ教室」を行っています。（要予約、1歳以上無料保育あり）

【出前保育】

「望海坂ほのぼのクラブ」は、保健センターの保健師・栄養士、保育所保育士・看護師と支援センター職員がチームを組み望海坂自治区へ出向き、乳幼児相談や発達相談、遊びの紹介を行っています。参加者からは「同年代の遊び相手ができて良かった」「専門の方に子育ての悩みを聞いてもらって良かった」との声が聞かれています。

また、保健センターでの乳幼児健診等の機会を活用し、支援センター職員による親子遊びや絵本の紹介等も行っています。

【一時預かり事業】

1歳児から就学前児童を対象に、一時預かり事業を行っています。保護者の疾病、就労、リフレッシュを目的として利用できます。子育て支援課で利用登録を行ったのち、子育て支援センターに申し込んでいただきます。また、平成29年度から利用料金を従来の半額に改め、希望者には給食（有償）の提供も始めました。

■定 員 1日あたりおおむね4名

利用時間 （月～金）9時～17時

利用料金 1歳～3歳未満 2,000円（1日）・1,000円（半日）

3歳～就学前 1,400円（1日）・700円（半日）

■一時預かり事業利用者数の推移

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用延人数	37	70	251	310

資料：子育て支援課

【情報誌の発行】

手づくり情報誌を毎月発行しています。情報誌は岬町ホームページに掲載し、子育て情報を発信しています。

【絵本・紙芝居の貸し出し】

家庭で絵本・紙芝居を通して親子がふれあったり、絵本に关心を持つよう、絵本・紙芝居の貸し出しを行っています。

【季節のイベント】

季節に応じて、地域の方にも参加していただけるようなイベントを企画して、世代間交流の機会を設けています。

「春のつどい」では、長生会の方々を招待して、子育て支援センター利用者親子、こぐま園、パンダ教室のみんなと一緒にホットケーキを食べるなど地域の高齢者とのふれあいの機会を設けています。

「春のなかよしコンサート」は、入園・入学のお祝いコンサートとして、童謡やアニメ曲などをエレクトーン、ピアノ、歌、ダンスで楽しめます。

「七夕のつどい」は、7月1日～7日まで七夕の笹飾りつけを行い、利用者には持ち帰り用のミニ笹もプレゼントします。支援センタースタッフによる、うた、ちょこっとシアターで楽しいひと時を過ごします。

「幼稚園、保育所紹介」は、未就園児の保護者を対象に、各幼稚園、保育所の代表の方が各園所の取り組みや特徴について説明を行い、情報提供します。

「保育所給食試食会」は、幼稚園・保育所に入園される親子を対象に、保育所給食の試食会と栄養士による給食の話、質問等受ける時間を設けています。

(2) 事業効果

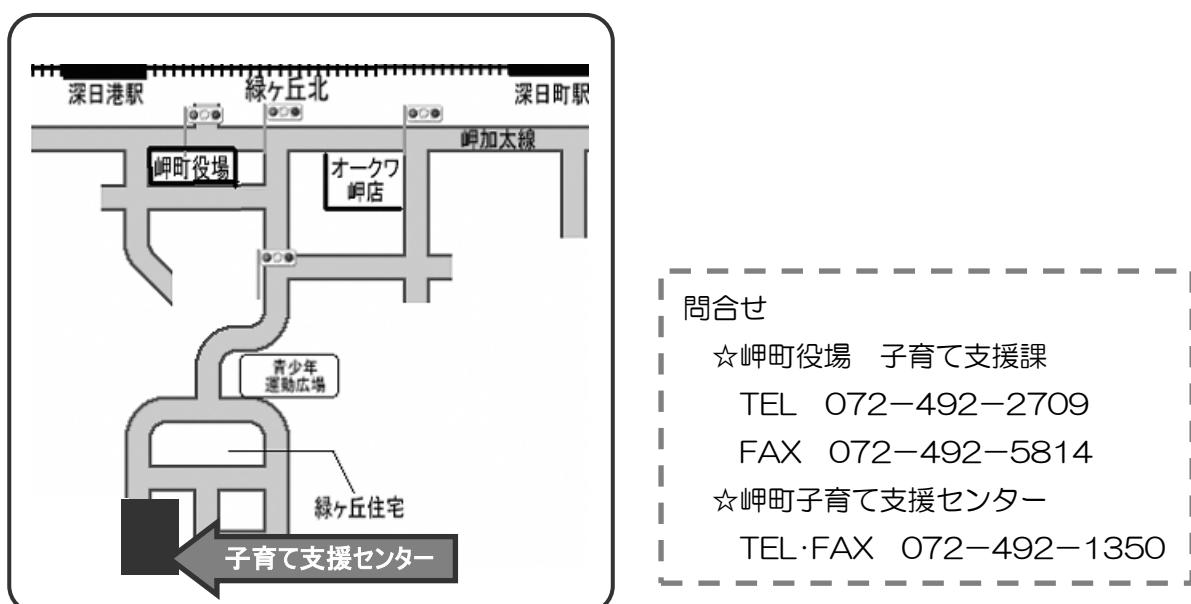
子育て支援センター「みどりっこ」では、親子で遊べる場、お母さんたちがここに来て仲間をつくる場、ほっとする場の提供をしています。また育児の心配事を気軽に子育て支援センタースタッフや子育てネットワークのスタッフにその場で相談できるような雰囲気づくりに努めています。実際の取り組みとして「みどりっこ講座」「リフレッシュ講座」「季節のイベント」「親学び講座」等を行うなかで、「子育て」や「遊び」と一緒に共有できる仲間や援助者がいて、いろいろな人の出会いがあり、子育て親子同士が友達になれる機会もあります。本施設を初めて利用されるときには、少し不安そうな方もいらっしゃいますが、一度利用されると安心され、また次も利用したいと思われるような環境づくりを心がけています。スタッフも経験を重ね、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たせるようになり、地域から寄せられる期待も大きくなっています。

(3) 今後の方針

社会情勢や町の状況変化の中で地域社会も大きく、また複雑に変化しつつあります。そしてますます子育てが孤立する傾向があります。現代の子育ては子育て中の親だけでなく、子育てを終えた人、そうでない人も地域社会全体で「子育て」「子育ち」を支援していく必要があると考えられます。

地域の中で身近に相談できる場所として、子育てのノウハウを提供し、家族の力量を高める支援ができる場として、関係機関との連携を深めて事業の充実を図ります。これからも出会っていくたくさんの子育て親子、仲間とともに【みんなに愛され、気軽に立ち寄れる子育て支援センター】であり続けられるようにスタッフも積極的なスキルアップに取り組んでいきます。

■子育て支援センターの場所



5. 子どもと子育て家庭の現状(ニーズ調査から)

保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向等、子育て世帯における意識と生活実態を把握するため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。またその結果から本計画における子育て支援ニーズ量の見込みを算出しました。

(1) 調査方法

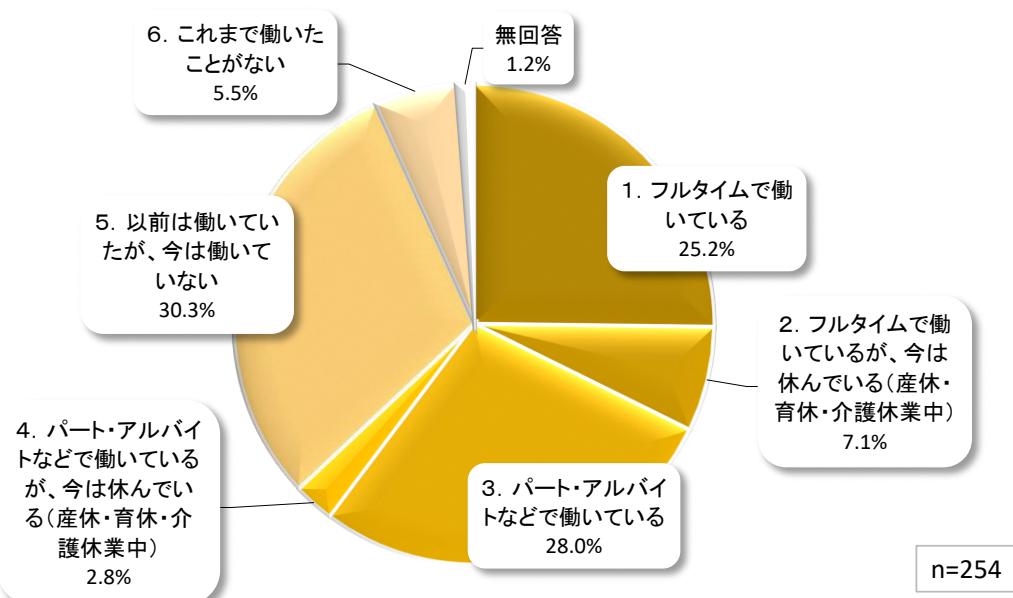
調査票数／対象	●512 票／就学前児童のいる世帯の保護者 ●488 票／就学児童のいる世帯の保護者
調査期間	平成 31 年3月
回収票数	●就学前児童:258 票(うち有効回答票:256 票) ●就学児童:206 票(うち有効回答票:206 票)
回収率	●就学前児童:50.4%(うち有効回答票割合:50.0%) ●就学児童:42.2%(うち有効回答票割合:42.2%)

(2) 調査結果(概要)

①保護者の就労状況について(就学前児童世帯調査)

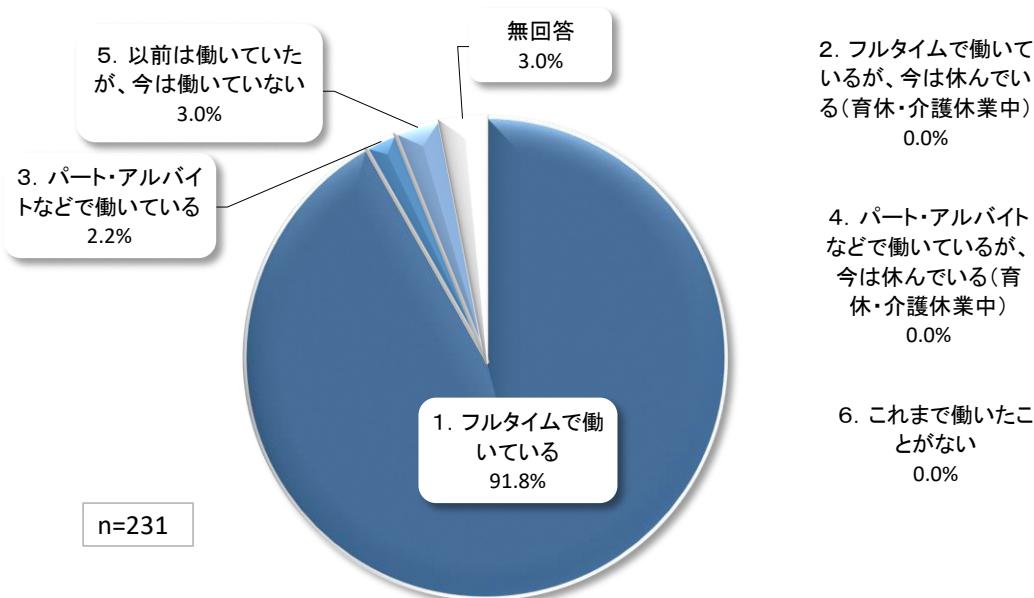
●母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、フルタイムとフルタイム以外を合わせた「就労中」の人が 63.1% となっています。以前は就労していたとこれまで働いたことがないを合わせた「未就労」の人は 35.8% となっています。



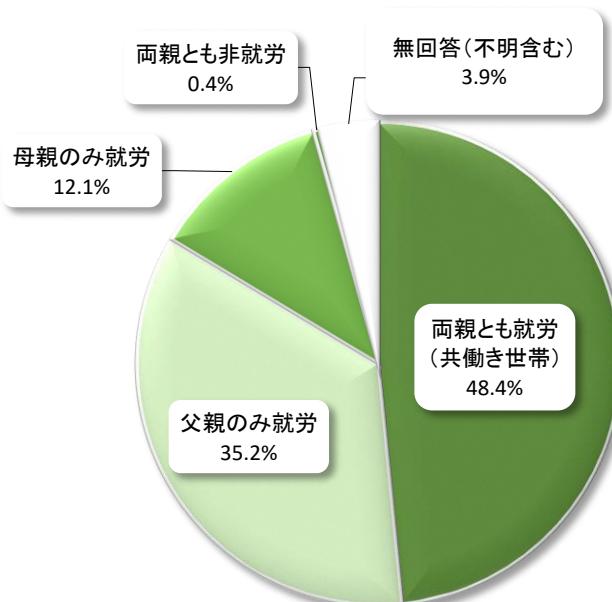
●父親の就労状況

就学前児童の父親の就労状況は、「フルタイムで働いている」との回答割合が91.8%で高くなっています。



●共働き世帯の状況

両親ともに就労している共働き世帯は全体の48.4%となっています。

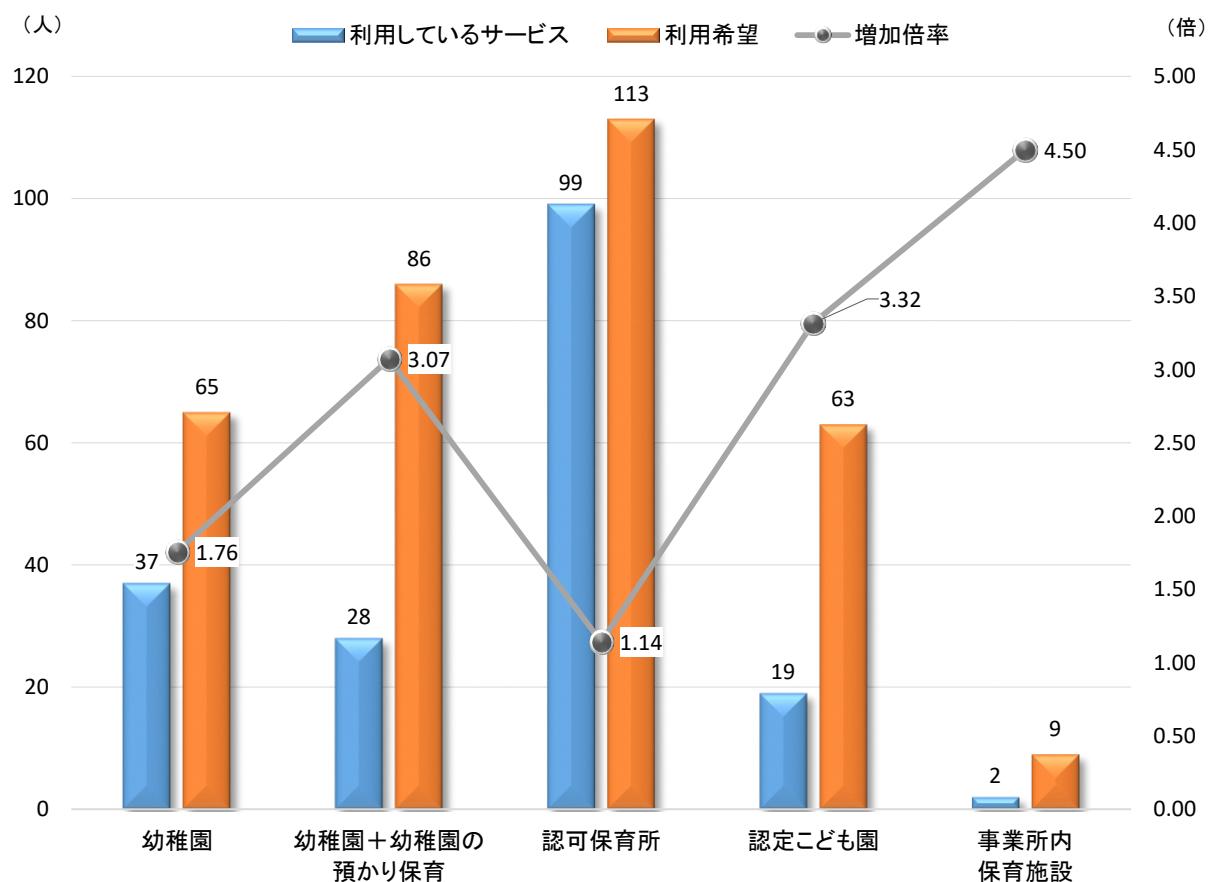


②幼稚園や保育所の利用について(就学前児童世帯調査)

●平日の施設利用状況と利用希望

平日（月～金）に定期的な利用をしている幼稚園や保育所の利用状況と利用希望を比較すると下図のとおりとなります。

人数でみると、「認可保育所」の利用者と利用希望者が最も多くなっています。現在の利用者に対して、希望者はどの程度増えるのかを倍率でみると、「事業所内保育施設」が最も高く、次いで、「認定こども園」、「幼稚園十幼稚園の預かり保育」の順で高くなっています。



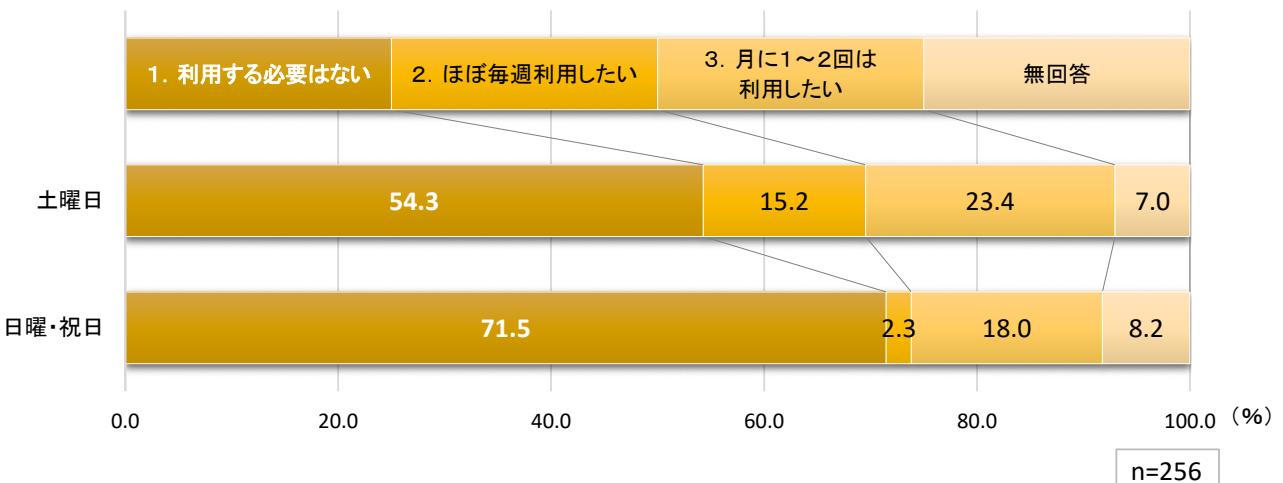
③土曜・休日や長期休暇中の幼稚園や保育所などの利用希望について

(就学前児童世帯調査)

●土曜日、日曜・祝日の幼稚園や保育所などの利用意向

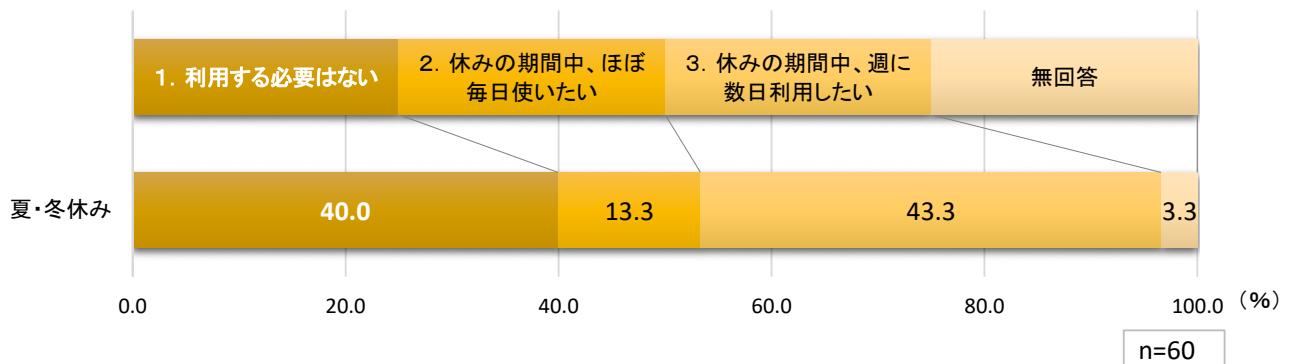
土曜日に幼稚園や保育所などを利用したいかについては、「ほぼ毎週利用したい」が15.2%、「月に1~2回は利用したい」が23.4%で、毎週と月に1~2回を合わせた「利用したい」という意向は38.6%になります。一方、「利用する必要はない」は54.3%となっています。

日曜日と祝日に幼稚園や保育所などを利用したいかについては、「ほぼ毎週利用したい」が2.3%、「月に1~2回利用したい」が18.0%で、ほぼ毎週と月に1~2回を合わせた「利用したい」という意向は20.3%になります。一方、「利用する必要はない」は71.5%となっています。



●長期休暇中の「幼稚園」の利用希望

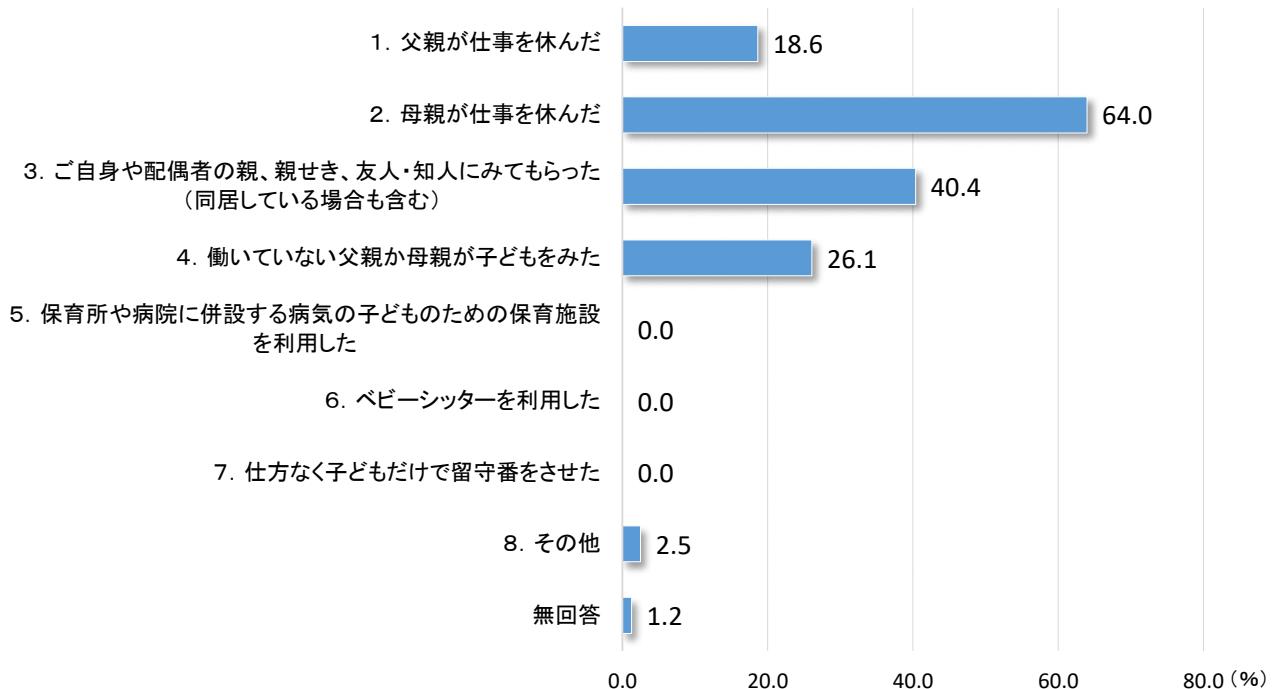
夏休み・冬休みなど長期期間中に「幼稚園」を利用したいかについて、平日に「幼稚園」を利用している人に聞いたところ、「休みの期間中、ほぼ毎日使いたい」が13.3%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が43.3%で、ほぼ毎日と週に数日を合わせた「利用したい」という意向は56.6%になります。一方、「利用する必要はない」は40.0%となっています。



④子どもの病気の際の対応について(就学前児童世帯調査)

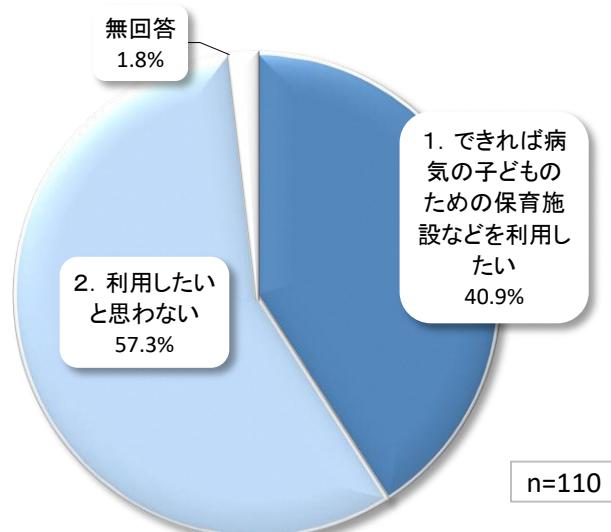
●子どもが病気やけがで幼稚園や保育所などが利用できなかった際の対処方法

この1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所などの施設サービスが利用できなかったことについては、「あった」が87.5%、「なかった」が10.9%となっています。施設サービスが利用できなかった際の対処方法については、「母親が休んだ」が64.0%で最も高く、次いで、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」が40.4%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」が26.1%となっています。



●父親か、母親が休んで対処した人に聞いた病児・病後児保育の利用希望

「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」との回答割合は40.9%で、「利用したいと思わない」が57.3%となっています。

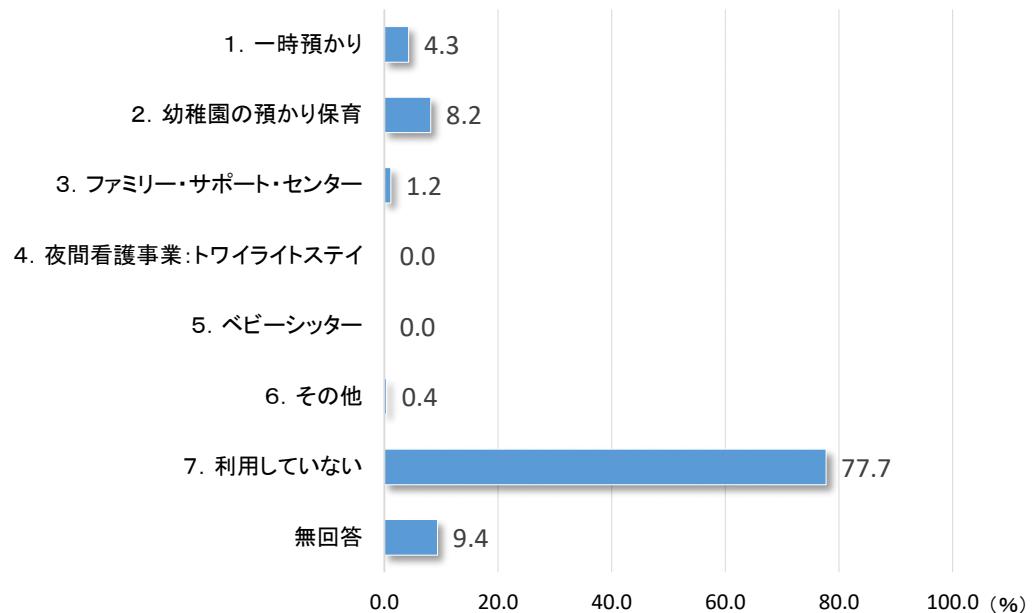


⑤不定期や宿泊を伴う一時預かり等の利用について(就学前児童世帯調査)

●不定期な一時預かり等の利用状況

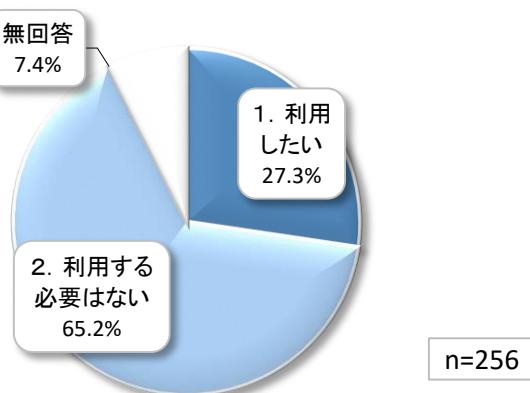
この1年の間、私用、通院、不定期の就労等の理由で一時預かり等のサービスを利用しているかについては、「利用していない」が77.7%で多くなっています。

利用している人のうちでは、「幼稚園の預かり保育」が8.2%で最も高く、次いで、子育て支援センターで実施している「一時預かり」が4.3%、「ファミリー・サポート・センター」が1.2%となっています。



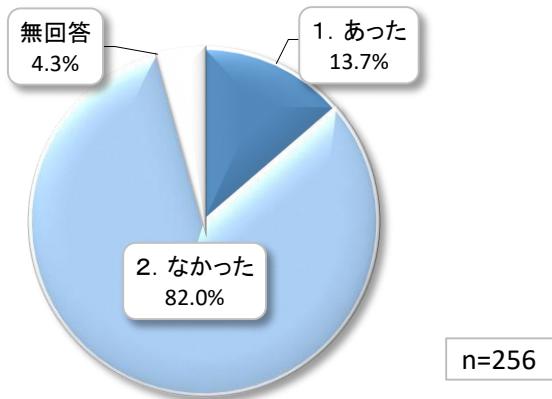
●不定期な一時預かり等の利用希望

私用、通院、不定期の就労等の目的で一時預かり等のサービスを今後利用したいかについては、「利用したい」が27.3%、「利用する必要はない」が65.2%となっています。



●泊りがけで家族以外に子どもを預けたことの有無

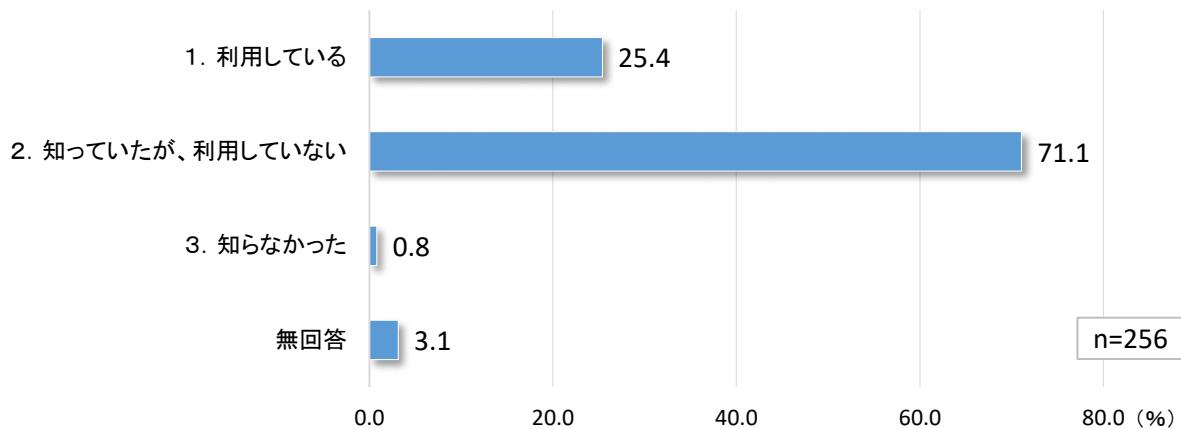
この1年の間、冠婚葬祭、家族の病気など保護者の用事で子どもを「泊りがけで」家族以外に預けたことがあるかについては、「あった」が13.7%、「なかった」が82.0%となっています。



●子育て支援センターの利用状況

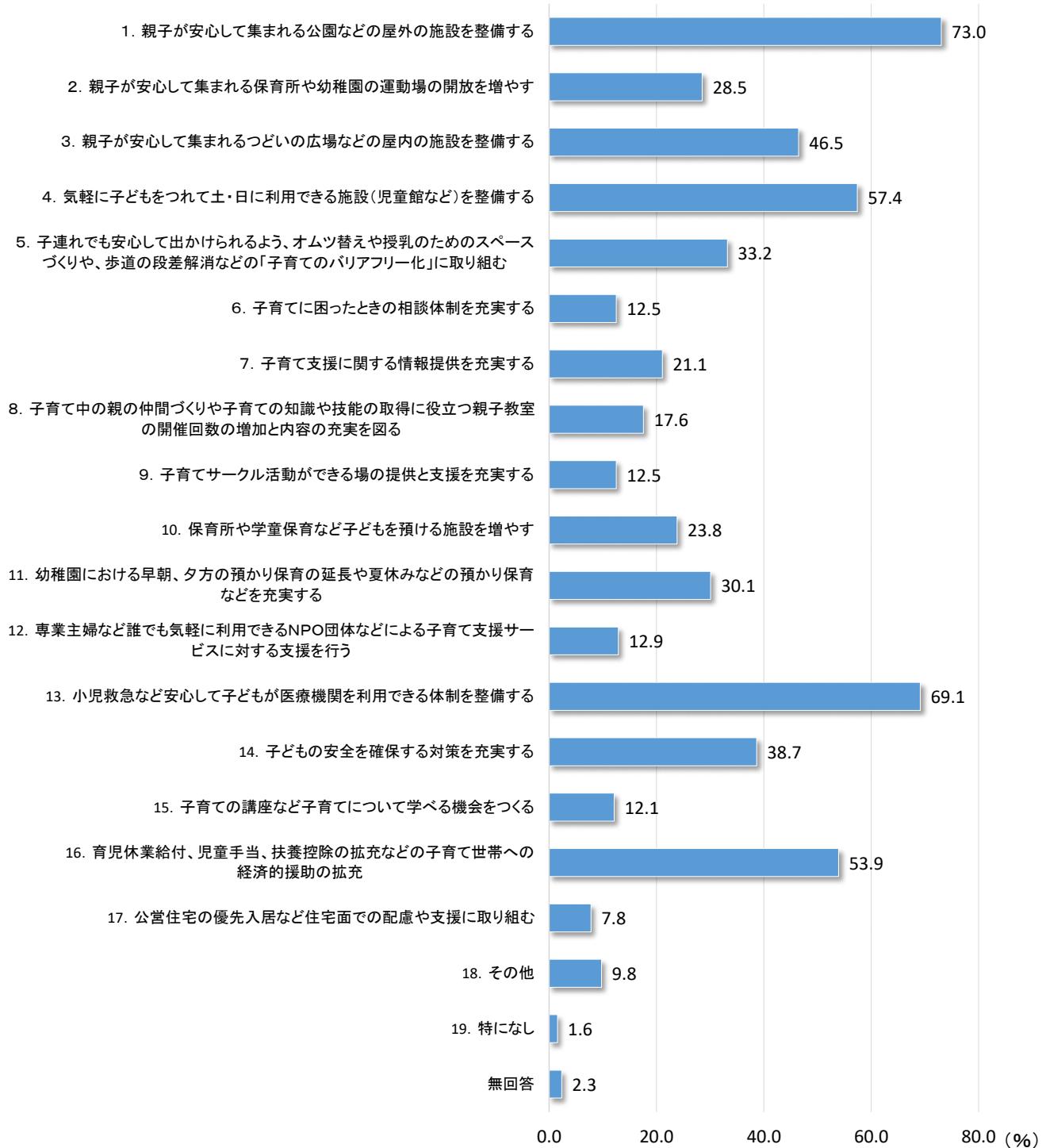
子育て支援センターについては、「知っていたが、利用していない」が71.1%で多くなっています。

一方、「利用している」は25.4%となっています。



●充実してほしい子育て支援サービス

町役場などに対して、どのような子育て支援サービスを充実してほしいかについては、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が73.0%で最も高くなっています。次いで、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が69.1%、「気軽に子どもをつれて土・日に利用できる施設（児童館など）を整備する」が57.4%、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が53.9%となっています。

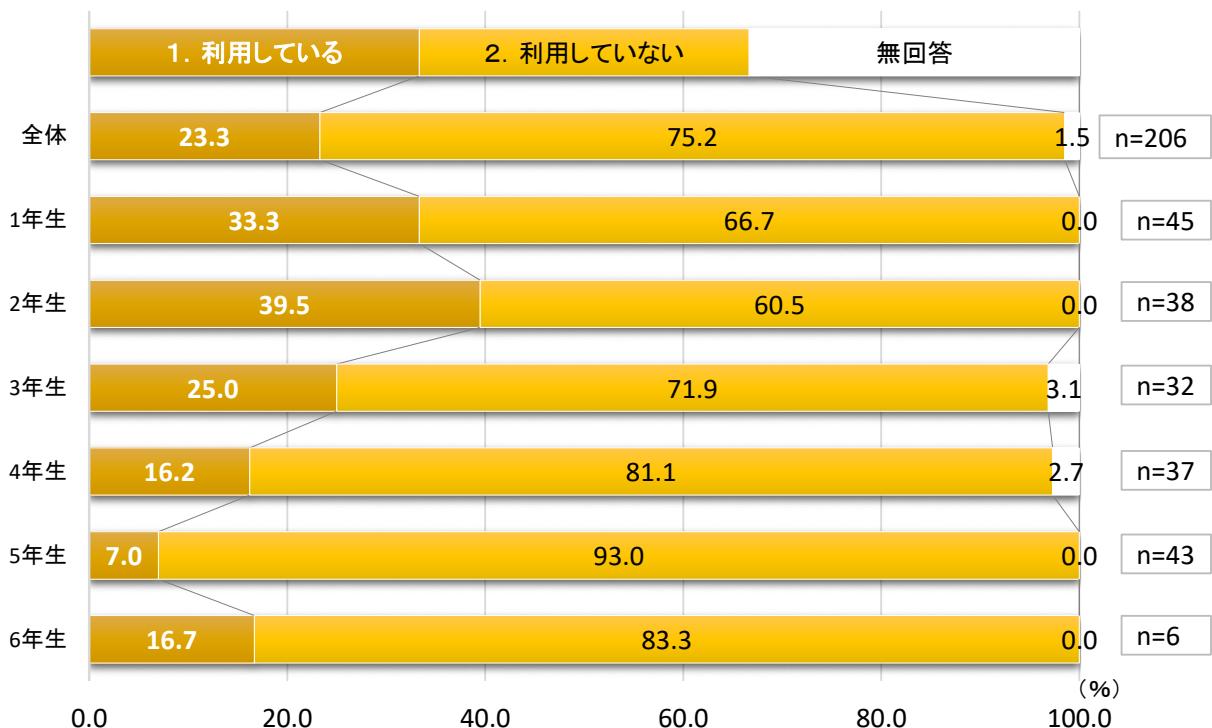


⑥学童保育の利用について(就学児童世帯調査)

●平日（月～金曜）に、現在、学童保育を利用しているか

平日の学童保育の利用について、全体では、「利用している」が23.3%、「利用していない」が75.2%となっています。

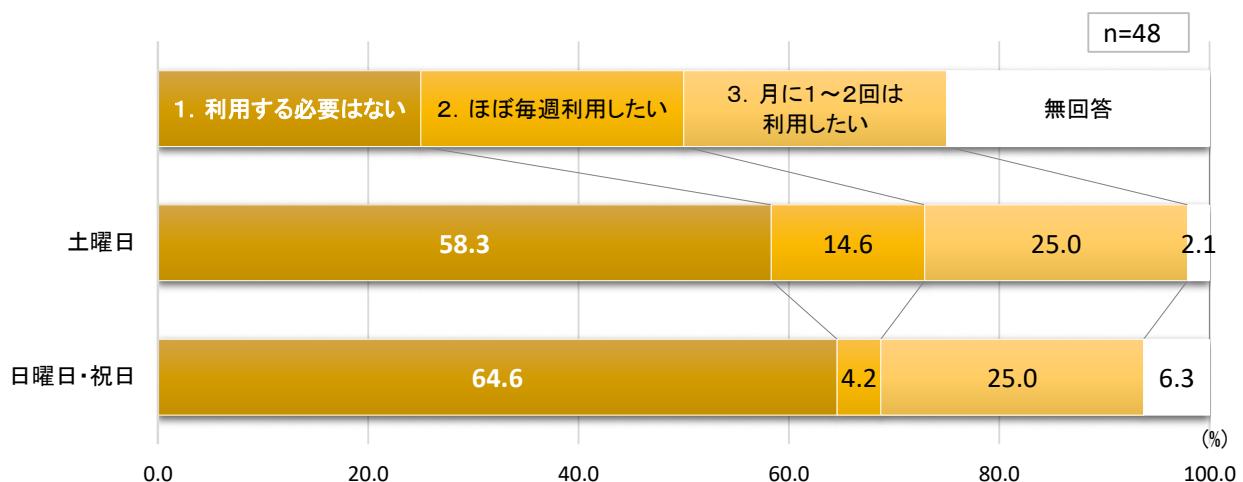
学年別に利用状況をみると、「利用している」は「2年生」が39.5%で割合が最も高く、次いで、「1年生」が33.3%、「3年生」が25.0%となっています。



●土曜日、日曜日・祝日の利用希望

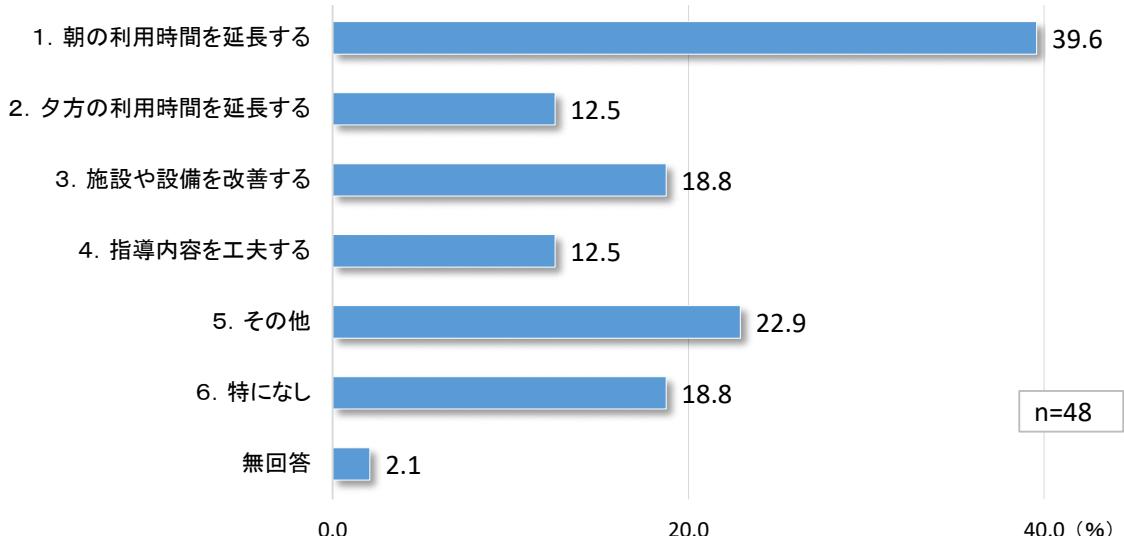
学童保育を利用している人に、土曜日、日曜日・祝日の利用希望を聞いたところ、土曜日は、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」とを合わせた「利用したい」とする人の割合が39.6%となっています。

日曜日・祝日は、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」とを合わせた「利用したい」とする人の割合が29.2%となっています。



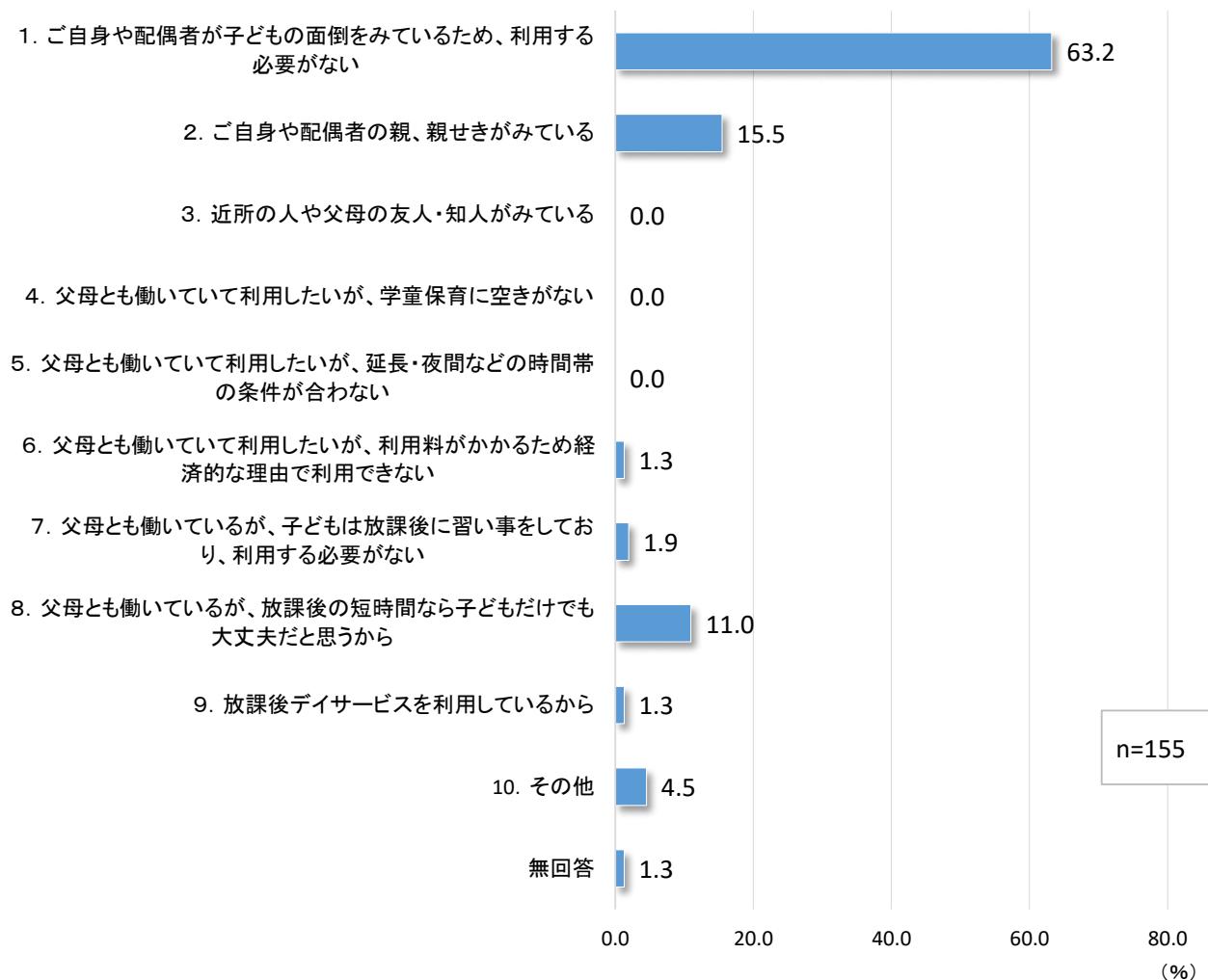
●学童保育に希望すること

学童保育を利用している人に、現在通っている学童保育にどのようなことを希望するかを聞いたところ、「朝の利用時間を延長する」が39.6%で最も高くなっています。



●学童保育を利用しない理由

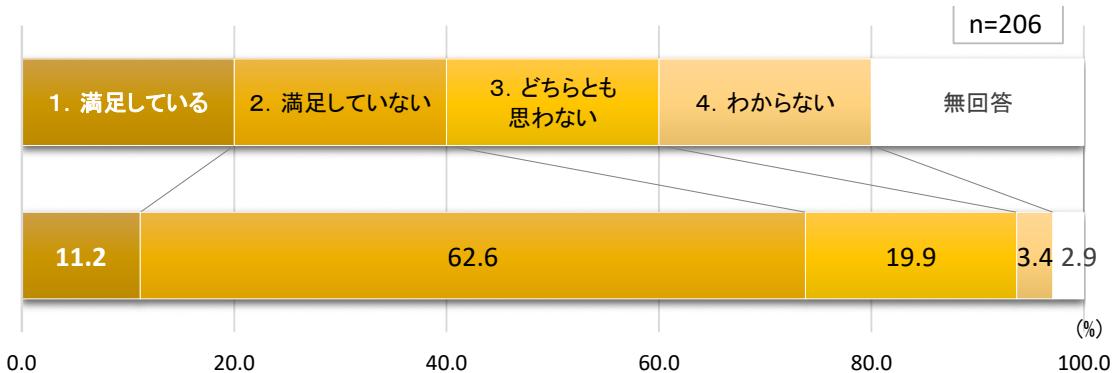
学童保育を利用していない人に、その理由を聞いたところ、「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が63.2%で最も高くなっています。



⑦地域における遊び場について(就学児童世帯調査)

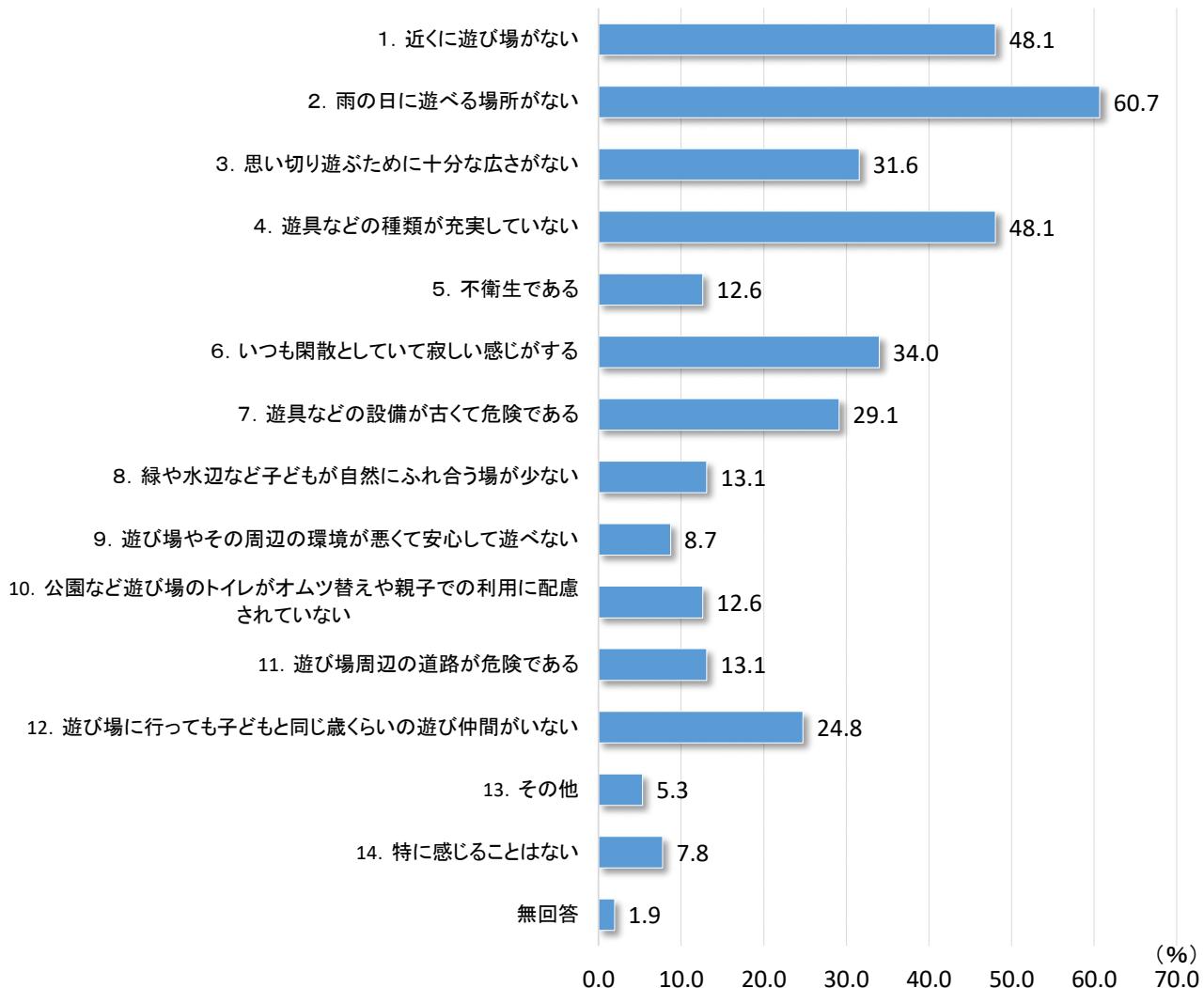
●地域における遊び場の満足度

地域における子どもの遊び場の満足度については、「満足している」が11.2%、「満足していない」が62.6%となっています。



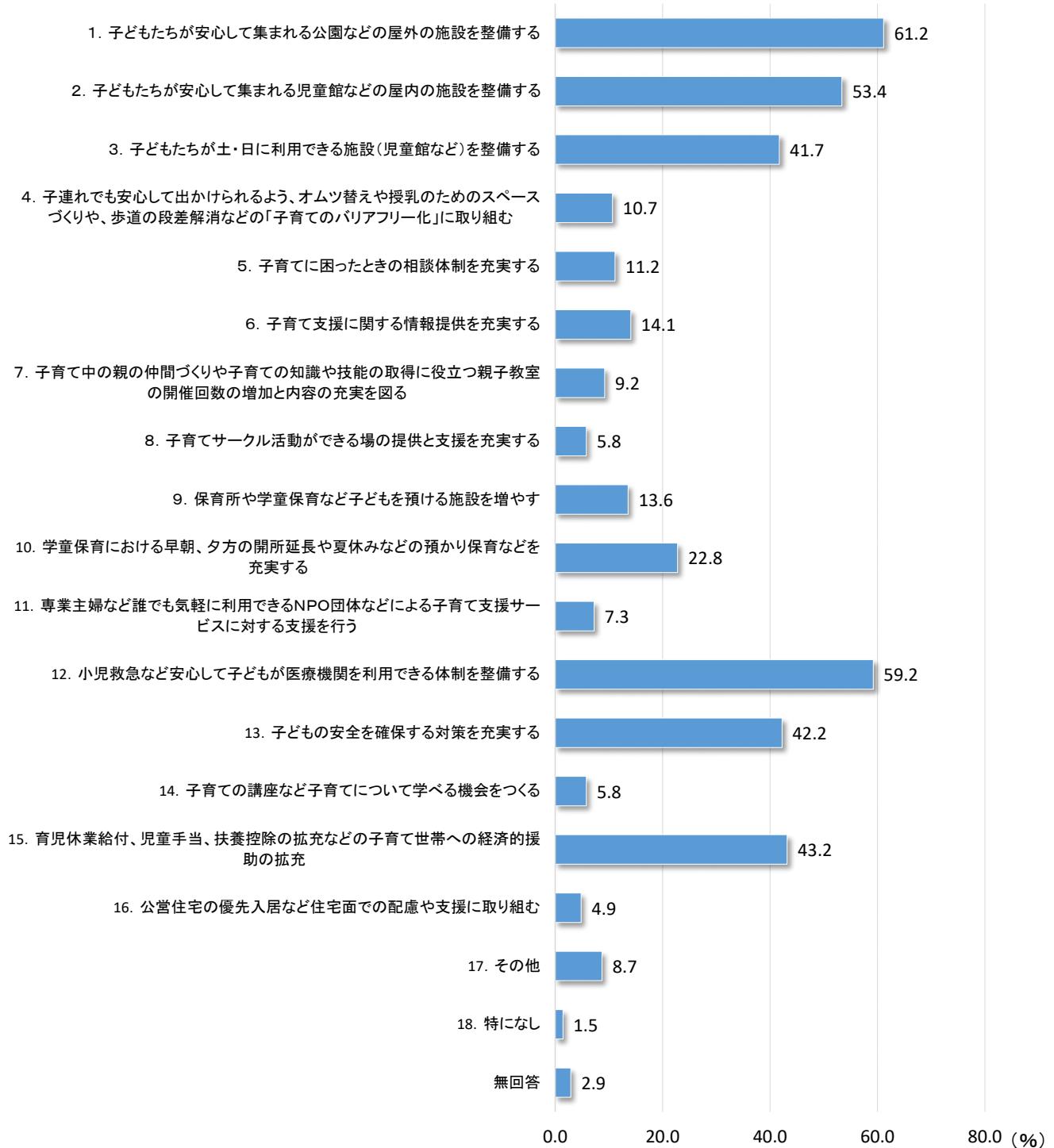
●遊び場について日ごろ感じること

地域における遊び場について日ごろ感じることについては、「雨の日に遊べる場所がない」が60.7%で最も高くなっています。次いで、「近くに遊び場がない」と「遊具などの種類が充実していない」とが同率の48.1%となっています。



●充実してほしい子育て支援サービス〔問20〕(MA)

町役場などに対して、どのような子育て支援サービスを充実してほしいかについては、「子どもたちが安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が61.2%で最も高くなっています。次いで、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が59.2%、「子どもたちが安心して集まれる児童館などの屋内の施設を整備する」が53.4%、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が43.2%、「子どもの安全を確保する対策を充実する」が42.2%となっています。



6. 岬町における子ども・子育て支援の課題

重点的に取り組む課題1 地域における子育て支援の充実

（1）子育てを通じた交流機会の創出や相談体制の充実

子育てに不安や負担を感じる背景として、親自身が少ないきょうだいで育ったことから自分の子どもを持つまで乳幼児と接した経験が少ない、核家族化により家庭のなかで子育ての経験や知恵を伝承する機会が少ない、地域での助け合いや見守りの機能が低下してきたことなどが挙げられます。雑誌やインターネットなどで子育てに関する情報はあふれているものの、情報の取捨選択が適切に行えないといったこともあります。

こうした時代背景に即した、子育て家庭への支援が必要とされており、不安や悩みなどを気軽に相談できる体制づくり、子育て中の親が孤立化しないような見守り、また保護者同士の交流と仲間づくりの機会の提供など、子育て家庭を地域住民と行政が協働して支えていく環境づくりが必要です。

（2）保育サービスの充実とサービスの質の確保・向上

本町では祖父母の同居・近居が比較的多く、支援を受けられる子育て家庭もありますが、核家族や保護者の就労形態によって、さまざまな保育サービスのニーズがあります。現在、児童人口が減少傾向にあるにも関わらず、保育ニーズは必ずしも減少傾向にはなく、需要の動向を見定めて保育サービスの提供を検討していく必要があります。

本町は、ファミリーサポートセンター事業、ショートステイ事業など、さまざまな保育ニーズへの対応として新たな事業を開始しましたが、一人ひとりの子どもや子育て家庭の課題に寄り添うためには、全体的なサービスの質の確保・向上が求められます。

このため、教育・保育の質の向上のための取り組みや人材の育成、小学校との円滑な接続の取り組みなどをさらに進めることが必要です。

（3）放課後児童対策の充実

核家族や共働き家庭の増加に伴い、保育ニーズは小学生のいるご家庭においても高まっています。現在、放課後児童健全育成事業（学童保育）は町直営で実施しており、6年生までを対象としています。

今後は、保育内容の充実のために、指導員の人材育成や地域団体等地域の協力のもと多世代交流など、子どもの豊かな情緒と生きる力を育む活動の検討が必要です。

（4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への働きかけ

ニーズ調査によると、本町における未就学の子育て家庭の母親が就労する割合は 6 割を超えており、大阪市の同年の調査結果の 5 割と比較して高い水準にあります。このことから、本町は都市部と比較して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が強く求められる状況にあると考えられます。

子育てを理由に女性が就労を中断することのないよう、社会的な子育て支援サービスの拡充とともに、家庭における男性の家事・育児への参加促進が必要となっています。また、男女とも仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、人間らしく充実した人生を送るための重要な要素であることから、事業所においても育児中の従業員への支援が積極的に取り組まれるよう事業主への働きかけと各種制度等の周知を進めることが必要です。

（5）次代の親づくりと親の成長機会の確保

思春期等の成長過程で乳幼児とふれあう機会をもつことは、年少者への思いやりの気持ちを育むとともに、将来の育児に対して具体的なイメージを獲得することにつながります。今後も教育の場や課外活動の時間などを通じて、乳幼児とふれあう機会の拡充を図ることが必要です。

子育てでは親自身も成長する場面は多いですが、家庭や地域の子育て力が低下するなかで、親学習の機会を提供して、子どもとともに親も成長するための支援が必要です。

（6）住民・行政協働による地域コミュニティの活性化

子どもは地域社会の中で育ちます。すべての子どもの育ちを保障する行政責任を明確にした上で、子育て世代を中心とした交流機会の拡充や住民、NPOなどの育成、さまざまな分野、機関、人のつながりづくりに取り組むことで、“子育てしやすいまち 岬町”的実現が必要です。

（7）すべての子どもの未来応援

親の貧困から教育機会を十分に得られず、その子どももまた成長すると貧困状態になるという「貧困の連鎖」が社会的課題として指摘されています。子どもが経済状態によらず成長の過程で将来への夢や希望を育めるよう、教育等の機会の均等化に取り組む必要があります。

また、家庭の経済状況の改善に向けて、家庭や保護者への支援も必要です。

重点的に取り組む課題2 子どもの権利を守るための取り組みの充実

（1）配慮を必要とする子どもへのきめ細やかな対応

児童虐待や障がいのある子どもへの支援、いじめや不登校の子どもへのケアなど、配慮を必要とする子どもへのきめ細やかな対応は、ますます重要となっています。特に、近年痛ましい児童虐待が増加しており、家庭においても体罰によらない子育てを推進する必要があります。

子どもの最善の利益の実現のため、それぞれの子どもや家庭が抱える問題に対応できるよう、福祉・保健・医療・教育などの各分野や関係機関と連携するとともに、支援者の専門性の向上、相談体制の充実を図ることが必要です。

重点的に取り組む課題3 主体的な活動を支援するための取り組みの充実

（1）子どもの遊び場・居場所の確保と主体的な活動の促進

子どもの健やかな成長には子どもたちが自発的に集い、のびのびと遊んだり、交流できる場づくりが必要です。また、本町の自然や文化にふれあう機会の創出や主体的に参加しやすい企画を充実させることも必要です。

（2）地域における社会資源の効果的な活用

地域においては、社会福祉協議会、自治会、各種団体、NPOなど、さまざまな団体が活動しています。近年では、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多くなっています。今後、個々の地域活動をより効果的に行うため、活動目的によって団体間の連携を促進するとともに、活動の場を確保するための支援などが必要となっています。

（3）子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくりのためには、快適かつ安全・安心な生活環境の整備が必要です。そのため、移動や外出に配慮した「人にやさしいまちづくり」を進めることが重要です。

（4）子どもの安全の確保

近年、交通事故の増加に加え、子どもを狙った犯罪が増加しており、子育て家庭における「子どもの安全の確保」の問題は非常に重要となっています。子どもの安全確保は、保護者だけで解決できるものではなく、地域社会全体で取り組むべき課題であり、行政や地域住民が協力して、子どもの事故防止や防犯対策に取り組むことが大切です。

重点的に取り組む課題4 親と子の健康づくりに向けた取り組みの充実

（1）親と子の健やかな暮らしづくり

すべての子どもが健やかに成長するためには、妊娠・出産・育児の各ステージを通して切れ目のない細やかな支援によって、親が安心して産み、育てる環境を整備し、子どもの心身の発達を促すことが必要です。

また、乳幼児、学童期、思春期へと続く生涯を通じた健康が確保できるよう、母子保健事業と学校保健、青少年への性や薬物等に関する指導体制の連携が求められています。

（2）食育の推進

健全な食習慣の形成は、子どもが健やかに成長していく上で、重要となっています。本町ではこれまで成長過程に合わせて、食育に関する各種講座等を実施していますが、今後もそれらを継続的に実施するとともに、学校給食・保育所給食においても食育を推進することが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

次代を担う子どもたちの健やかな育ちにとって、子どもを育てている親や家族だけではなく、子育て家庭を取り巻く地域の人々すべてが、子どもを生み育てることに喜びや大きな価値を感じながら、子どもとともに育ち合うことが何よりも重要です。

子育ては、本来、家庭を第一義として考えますが、本計画では、将来の社会を創り、まちの未来を担っていく子どもたちが、一人ひとりの個性を伸ばし、いきいきと夢を持って育っていけるように、家庭、学校、地域、行政が一体となって、子どもを育み守る環境や仕組みづくりを進めることをめざします。

また、今後、協力して家庭を築きたい、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような環境づくりを進めます。

こうしたことを目指し、本計画の基本理念を次の通り定めます。

豊かな自然と
地域の力に包まれて

—一人ひとりの子どもが
親が輝くまちづくり

2. 基本的視点

本計画を策定するにあたり、特に次の9つの視点を大事にして施策の推進に取り組みます。

1. 子どもの視点・子どもの人権の尊重

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2. 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成を図ります。

3. サービス利用者の視点

子育て家庭の価値観の多様化に伴い、個々のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。

4. 社会全体による支援の視点

国、地方公共団体はもとより、企業や地域を含めた社会全体で協働のもとで取り組みます。

5. 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するために地域の実情に応じた取り組みを進めます。

6. すべての子どもと家庭への視点

経済的な課題による子どもの教育等の機会の喪失や子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取り組みを進めます。

7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

さまざまな地域の社会資源を活用して取り組みます。

8. サービスの質の視点

サービスの質を評価し向上させていくよう取り組みます。

9. 地域特性の視点

本町における人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等の地域特性を踏まえた施策に取り組みます。

3. 基本目標

基本目標1 子育てをしているすべての家庭への支援

子育てをしているすべての家庭に対して、必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、総合的な子育て支援施策の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、地域住民・事業者・行政が協働して子育てに参画する「岬でしかできない、岬だからできる」子育て支援活動に取り組むとともに、子育て支援のネットワークづくりをめざします。

また、固定的な性別役割分業を見直し、男女ともに子育てと仕事が両立できるよう、保育サービスの充実を図ります。

基本目標2 子どもの権利擁護の推進

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるために、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重することをうたった「児童の権利に関する条約*」を遵守し、子どもの声を聞くことや児童虐待などの人権侵害への対応、ひとり親家庭や障がいのある子どもに対する総合的な支援など、きめ細かな配慮を必要とする児童とその家庭への支援に取り組みます。

基本目標3 子どもが健やかに育ち活動するまちづくり

子どもや親の主体的な活動を支援し、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をめざします。

また、子どもの健やかな成長にとって、安全に暮らせる生活環境は大切です。子どもが危険にさらされたり、恐怖に脅かされないよう安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標4 親と子どもの健康づくりの推進

安心して子育てができるように、妊娠・出産から思春期の成長までの各過程において、相談・支援体制を整備します。親子の健康の確保と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から乳幼児期を経て思春期まで、子どもの健やかな成長を支援する環境をつくります。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

18歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重および確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年11月の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利を大別して「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つとしており、これらの保障により、子どもの最善の利益を実現することをうたったものです。詳細は資料編参照。

第4章 次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21

1. (第2次)次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子 21 (平成 27 年度～31 年度)の成果と課題

(1) 第2次計画における取り組みの成果

計画期間（平成 27 年度～31 年度）における取り組みの主な成果としては、次のこと が挙げられます。

①保育所の延長保育時間のさらなる拡充(平成 29 年度から)

平成 29 年度から淡輪保育所において 21 時まで（平日・土曜日とも。なお深日・多 奈川は従来どおり 19 時まで）延長保育時間を拡充しました。

②子育て支援センターの活動の充実

子育て支援センターの事業のうち、平成 29 年度からは一時預かり事業における給食 の提供開始、及び利用料金の引き下げを実施しており、相談、学習、親と子の仲間づくり、一時保育、多世代交流、子ども向けイベント、子育て情報の提供等多彩な活動で地 域の子育て支援拠点として定着しています。

③深日保育所の深日小学校併設による保・小連携の強化(平成 28 年度)

深日保育所を耐震化工事の完了した深日小学校内に併設することにより、より安全な 保育環境の提供と保・小連携の強化につながりました。

④妊娠健診の助成拡充(段階的に、一人あたり 14,980 円から 116,840 円まで拡充)

平成 21 年度以降、毎年徐々に助成額アップを図ってきましたが、平成 26 年度に大 幅増額し、国基準助成額に拡大しました。

⑤子ども医療費助成の拡充

制度の拡充に努めており、平成 31 年度からは入院及び通院にかかる医療費の助成対 象を中学卒業までから、満 18 歳になって初めての 3 月 31 日までに延長しました。

⑥ファミリー・サポート・センター事業

平成 28 年度から支援会員の育成に着手し、平成 29 年 10 月から事業を開始しまし た。

⑦ショートステイ・トワイライトステイ事業(夜間養護等事業)

平成 28 年度から町外の児童養護施設と契約し、サービスを提供しています。

⑧保育所等の耐震化

平成28年度に子育て支援センター及びこぐま園、淡輪保育所の耐震診断を行い、このうち耐震改修の必要性が明らかになった子育て支援センターについて平成29年度に耐震改修工事を実施したことで保育所等の耐震化は完了しました。

また、他の町立保育所については、すでに耐震改修工事が完了している町立小学校へ移転しました。

- ・平成25年度に多奈川保育所が多奈川小学校施設内へ移転
- ・平成28年度に深日保育所が深日小学校施設内へ移転

⑨産前産後の支援体制の充実

産前産後の支援体制を充実するため、出産前後の健康管理、家事援助や育児援助などのニーズを把握し、医療機関などとの連携のもと、産前産後のヘルパー派遣事業、産後ケア事業、産婦健診など多様な支援を実施しています。

⑩病児・病後児保育(体調不良児対応型)事業の実施

各保育所において実施体制を整備し、登所後に体調不良になった児童を保護者等が迎えに来るまでの間も継続して保育できるよう、病児・病後児保育(体調不良児対応型)の事業を実施しています。

(2) 取り組みにおける課題

第2次計画に新規事業として取り組みを予定していたものの実施に至らなかった事業について検証を行い、本計画における方向性を次の通りとします。

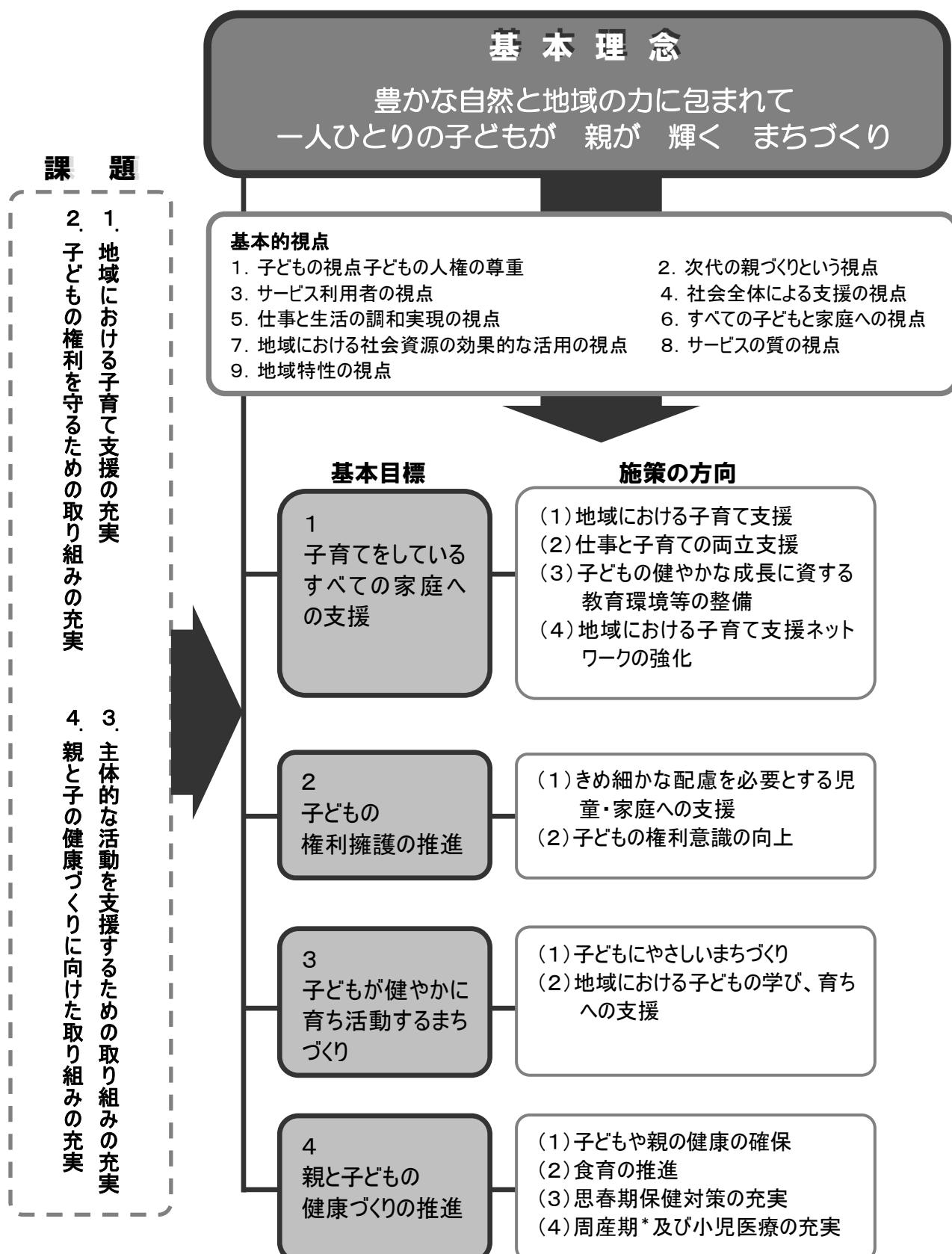
事業名	今後の方向性
保育所における自己評価システムの導入	保育の質の向上につながる新規の取り組みとして導入方法について研究を開始します。
子育て支援ボランティアの育成	地域の幼稚園教員退職者など子育て支援ボランティアとしての資質を有した人材資源を発掘して、活躍の場を提供します。

(3) 施策の評価指標の達成状況

第2次計画においては、みさき健やか親子21（母子保健事業）において目標値を設定していました。それぞれの実績は次の通りです。

指標	第2次計画策定時 実績値 (平成27年度)	第2次計画目標 (令和元年度)	第2次計画 実績見込み (令和元年度)
4. 親と子どもの健康づくりの推進			
(1) 子どもや親の健康の確保			
妊婦健康診査の受診率	100%	100%	100%
妊娠11週までに妊娠届をする妊婦の割合	97.1%	95.5%	96.6%
乳幼児健康診査の受診率	乳児一般: 93.3% 乳児後期: 97.1% 4か月児: 100% 1歳6か月児: 98.6% 3歳6か月児: 97.7%	乳児一般: 95.0% 乳児後期: 95.0% 4か月児: 100% 1歳6か月児: 100% 3歳6か月児: 95.0%	乳児一般: 95.0% 乳児後期: 95.0% 4か月児: 100% 1歳6か月児: 74.2% 3歳6か月児: 92.4%
乳幼児の歯科健診の受診率	2歳児: 100% 幼児フッ素塗布: 95.5%	2歳児: 100% 幼児フッ素塗布: 95.0%	2歳児: 73.0% 幼児フッ素塗布: 77.2%
子育て中の喫煙率	乳児の母親: 7.4% 同居家族: 56.1%	乳児の母親: なくす 同居家族: 減少	乳児の母親: 2.6% 同居家族: 34.0%
予防接種の接種率 (MR: 麻しん風しん混合)	BCG: 100% 四種混合: 97.0% MR1期: 100% MR2期: 89.8%	BCG: 100% 四種混合: 100% MR1期: 100% MR2期: 100%	BCG: 100% 四種混合: 79.0% MR1期: 100% MR2期: 90.0%
こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	100%	100%	100%
事故防止対策を実施している家庭の割合	88.7%	100%	97.4%
(2) 食育の推進(平成23年度食育の現状と意識に関する調査と令和元年度健康づくりと食育に関する調査を比較)			
朝ごはんを食べる子どもの割合 (「ほとんど毎日食べる」との回答)	乳幼児: 94.9% 小学生: 95.1% 中学生: 88.4% 高校生: 46.4%	増加	乳幼児: 92.7% 小学生: 94.4% 中学生: 81.3% 高校生: 29.2%
家族と食事をする子どもの割合 (「ほとんど毎日食べる」との回答)	乳幼児: 朝 60.6% 夕 75.8% 小学生: 朝 68.7% 夕 87.3% 中学生: 朝 30.6% 夕 59.3% 高校生: 朝 17.2% 夕 42.3%	増加	乳幼児: 朝 60.1% 夕 72.4% 小学生: 朝 65.3% 夕 81.0% 中学生: 朝 37.4% 夕 60.4% 高校生: 朝 28.9% 夕 48.5%
(3) 思春期保健対策の充実(平成23年度食育の現状と意識に関する調査と令和元年度健康づくりと食育に関する調査を比較)			
中高生の喫煙率 (経験が「ある」との回答)	中学生: 6.1% 高校生: 42.0%	減少	中学生: 1.1% 高校生: 20.6%
中高生の飲酒率(経験が「ある」との回答) 平成20年度調査との比較	中学生: 59.5% 高校生: 73.0%	減少	中学生: 26.4% 高校生: 38.1%
(4) 周産期及び小児医療の充実			
妊娠・出産に満足している妊婦の割合	82.6%	増加	94.7%
かかりつけ医師がいる人の割合	3歳児: 86.9%	増加	3歳児: 82.6%

2. 本計画の事業体系



3. 事業一覧

施策の方向		主要施策	No.	事業名	方向
1 子育てをしているすべての家庭への支援	(1) 地域における子育て支援	①地域における子育て支援サービスの充実	1	つどいの広場事業の実施	○
			2	保育所園庭開放	○
			3	保育所幼児教室	○
			4	未就園児親子登園事業	○
			5	未就園児を対象とした食育指導	○
		②子育て支援情報の提供	6	子育て支援情報の提供	○
			7	私立幼稚園等の事業紹介	○
		③子育てに関する相談支援体制の充実	8	学校・幼稚園・保育所における相談体制の充実	○
			9	教育相談事業の充実	○
			10	民生委員・児童委員活動との連携強化	○
			11	こども医療費助成事業	○
			12	児童手当	○
		④子どもの未来応援(貧困支援)	13	児童扶養手当	○
			14	ひとり親家庭医療費助成事業	○
			15	相談体制の充実	○
	(2) 仕事と子育ての両立支援	①男女共同参画社会の推進	16	事業主への意識啓発	○
			17	地域就労支援事業の実施	○
			18	男女共同参画社会実現に向けた意識啓発	○
			19	男女共同参画推進事業の拡充	○
			20	職業生活と家庭生活との両立支援のための情報提供	○
			21	男女平等教育の充実	○
(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備	①家庭や地域の教育力の向上	①家庭や地域の教育力の向上	22	スポーツ活動の学校開放	○
			23	スポーツ少年団指導研修会	○
			24	保育所、子育て支援センターでの文庫の開設	○
			25	親学習、リーダー人材育成	○
			26	ブックスタート(4か月健診時)	○
			27	地域における大人と子どもが協働した活動の機会の創出	○
			28	個に応じた指導の充実	○
	②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	29	道徳教育の充実	○
			30	地域教育協議会との連携	○
			31	おおさか元気広場推進事業	○
			32	学校支援地域本部事業	○
			33	教職員の評価・育成システム	○
			34	学校協議会(学校評議員)制度の充実	○
			35	ふれあいスポーツフェスティバル	○
			36	「いのちの教育」の充実	○
			37	教員研修の充実	○
(4) 地域における子育て支援ネットワークの強化	①地域における子育て支援活動の推進	①地域における子育て支援活動の推進	38	親学習の講座の開催	○
			39	子育て支援ボランティアの育成	◎
			40	山海人プロジェクトの取り組み	○
			41	子どもスポーツ教室	○
	②地域での子育て支援のネットワークづくり	②地域での子育て支援のネットワークづくり	42	岬町ボランティア住民活動支援センターの充実	○
			43	岬町全部がつながる会	○
			44	岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度の推進	○
			45	学童保育への支援	○
	③小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進	③小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進	46	保育所との交流	○
			47	共生型サロンの充実	○

方向の印 ････ ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

基本目標	施策の方向	主要施策	No.	事業名	方向
2 子どもの権利擁護の推進	(1) きめ細かな配慮を必要とする児童・家庭への支援	①児童虐待防止対策の充実	48	児童家庭相談体制の整備	○
			49	児童虐待の通告義務などの啓発	○
			50	健診未受診家庭へのフォローの充実	○
			51	DV 防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの学習と啓発	○
			52	児童虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポートー)の養成	○
		②障がいのある子どもとその家庭への支援	53	発達クリニック・相談事業	○
			54	発達相談	○
			55	心理巡回相談	○
			56	簡易心身障がい児通園事業	○
			57	早期療育等推進事業パンダ教室	○
			58	療育機関等関係機関と学校園所との連携の推進	○
			59	幼児教室(福祉との連携事業)	○
			60	特別児童扶養手当	○
			61	障がい者医療費助成事業	○
			62	各種在宅サービスの充実	○
			63	障がい者相談の充実	○
		③いじめ、不登校、ひきこもり対策の充実	64	人権啓発の推進	○
			65	障がい児(者)とその家族への取り組み	○
			66	地域生活支援施策の充実	○
			67	スクールカウンセラーの配置	○
			68	地域の子育て支援センター・つどいの広場の活用	○
	(2) 子どもの権利意識の向上	①子どもの権利意識の醸成	69	心の相談サポート事業	○
			70	いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応	○
		②多文化共生社会への対応	71	教職員の指導力の向上	○
		①子どもの権利意識の醸成	72	子どもの権利条約等の普及・啓発	○
			73	人権教育・保育の推進	○
		②多文化共生社会への対応	74	多文化共生保育・教育の充実	○

方向の印 ････ ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

基本目標	施策の方向	主要施策	No.	事業名	方向
3 子どもが健やかに育ち活動するまちづくり	(1) 子どもにやさしいまちづくり	①安心して遊べる遊び場の確保 ②安全・安心のまちづくり	75	児童遊園の管理	○
			76	児童遊園を活用した遊び場づくり	○
			77	速度抑制注意喚起看板、表示の設置	○
			78	良好な居住環境の確保	○
			79	安心して外出できる環境の整備	○
			80	交通安全教室の実施	○
			81	チャイルドシートの正しい使用の啓発	○
			82	こども110番関係団体代表者会議	○
			83	こども110番講習会	○
			84	地域安全マップの活用	○
			85	学校安全ボランティア活動	○
			86	子ども安全デー(こども110番運動)	○
			87	学校園での不審者侵入時の対応	○
			88	小学校耐震工事事業	○
			89	保育所等の耐震化	○
			90	保健センター耐震補強事業	●
			91	防災訓練の充実	○
			92	新型インフルエンザ対策の整備	○
			93	自主防災組織・「ご近所支え合い地図」作成	○
			94	防犯灯管理事業	○
			95	保育所・こぐま園・支援センターの不審者侵入時対策職員研修の実施	○
			96	学童保育の不審者侵入時対策指導員研修の実施	○
(2) 地域における子どもの学び、育ちへの支援	①子どもの主体的な活動支援	①子どもの主体的な活動支援	97	淡輪公民館クラブ	○
			98	おはなし会	○
			99	本に親しむ環境づくり	○
			100	思春期の子どもたちの居場所づくり	○
			101	見守り隊キッズ Eye ばらんていあ活動	○
			102	子どもから発信する福祉のまちづくり	○
		②自然や文化に親しむ機会の創出	103	学童期子ども支援事業	○
			104	はたけっ子	○
			105	親子の遊び塾	○

方向の印 ････ ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

基本目標	施策の方向	主要施策	No.	事業名	方向
4 親と子どもの健康づくりの推進	(1) 子どもや親の健康の確保	①安心安全な妊娠・出産への支援	106	女性のがん検診事業	○
			107	母子(親子)健康手帳の交付	◎
			108	妊娠婦の健康支援	◎
			109	プレパパ・プレママ交流会(両親教室)	○
			110	マタニティマークの普及・妊娠婦にやさしい環境づくり	○
			111	産前・産後支援の充実	◎
		②子どもの成長発達への支援	112	新生児聴覚検査費用助成	●
			113	乳幼児健康診査、視覚聴覚精密診査事業	○
			114	乳幼児の歯科健診、歯科疾患予防事業、よい歯のコンクール	○
			115	5歳児アンケート健診	○
	(2) 食育の推進	③子育て相談の充実・交流による親と子の健康づくり	116	予防接種事業	○
			117	乳幼児相談	○
			118	保健室の開放・出張ほのぼのクラブ	○
			119	絵本の読み聞かせ(お話を楽しむ会との連携事業)	○
			120	おもちゃライブラリー(子育てネットとの連携事業)	○
			121	子育て支援センターとの連携事業	○
	(3) 思春期保健対策の充実	①思春期の心と体の健康づくり	122	父親育児教室	○
			123	離乳食講習会	○
			124	両親学級での栄養講座	○
			125	幼児期のおやつや料理教室	○
			126	保育所での食育事業	○
			127	学校における「食育」教育	○
	(4) 周産期及び小児医療の充実	①医療体制の整備及び確保	128	学校給食・保育所給食への地産地消の取り組み	○
			129	学校と連携した出前育児教室	○
			130	薬物乱用防止教室	○
			131	薬物・覚せい剤予防講演会	○
			132	喫煙防止教室	○
			133	出会い系サイト等サイバー被害防止対策	○
			134	広域母子医療センターの整備・運営事業	○
			135	プライマリーヘルスケア・かかりつけ医の推進	○
			136	初期救急医療体制(休日診療所)の整備・運営事業	○
			137	二次救急医療体制の整備事業	○

4. 施策の展開

1. 子育てをしているすべての家庭への支援

施策の方向 (1) 地域における子育て支援

核家族や共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化に伴い、かつてよりも子育ての孤立化が起こりやすい状況にあります。

本町では、地域における子育て支援として、主に一時預かり事業や子育て支援センター事業、子育て支援情報の提供をはじめ、各種相談事業を通じて、子育てに関する不安の解消を図るとともに、経済的支援に努めています。

今後も子育てに関する不安や悩みを軽減し、気持ちにゆとりを持って地域で安心して子育てができるよう、地域子ども・子育て支援事業に加えて地域における子育て支援のための施策を実施します。

①地域における子育て支援サービスの充実

子育てに対する負担を軽減し、気持ちにゆとりを持って子育てができるよう、各種子育て相談の充実や情報提供などの事業を推進するとともに、地域資源を活用した子育て支援事業を充実します。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
1	つどいの広場事業の実施	乳幼児を持つ親と子がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、語り合うことができるような場を提供するとともに、専門スタッフが子育ての相談に応じます。	○	子育て支援課・子育て支援センター
2	保育所園庭開放	保育所の園庭を開放することで、親子の遊び場、交流の場を提供します。また、保育士が気軽に子育てに悩んでいる保護者を援助します。	○	子育て支援課・保育所
3	保育所幼児教室	保育所に入所していない親子を対象に、幼児教室を開催します。	○	子育て支援課
4	未就園児親子登園事業	いろいろな遊びを楽しむことができるよう、未就園児親子登園事業を今後も継続して実施します。	○	学校教育課
5	未就園児を対象とした食育指導	保育所園庭開放事業等を利用し、保育所給食のノウハウを活用して若い世代の乳幼児期の子育てを支援する講座を計画します。	○	子育て支援課 保健センター

②子育て支援情報の提供

子育て家庭に対し、関係機関と連携を図りながら、子育てに関する多様な情報提供の充実に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 …… ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
6	子育て支援情報の提供	子育てに関する情報のHP・広報紙・子育て情報誌での発信等、子育て情報の収集と発信の工夫に努めます。また、「岬でしかできない子育て・岬だからできる子育て支援」のPRに積極的に取り組みます。	○	子育て支援課・子育て支援センター・まちづくり戦略室
7	私立幼稚園等の事業紹介	子育て支援センターにおいて、保育所・幼稚園の保育内容や地域交流、地域子育て支援事業等の紹介を行います。	○	子育て支援課・子育て支援センター

③子育てに関する相談支援体制の充実

子どもの健やかな成長を図るために、子育ての悩みや不安を抱える家庭に対する相談や教育に関する相談支援等を充実するとともに、民生委員・児童委員等の地域の身近な相談窓口との連携強化に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 …… ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
8	学校・幼稚園・保育所における相談体制の充実	学校・幼稚園・保育所における相談体制の連携を強化します。	○	子育て支援課・指導課
9	教育相談事業の充実	毎月第1、第3金曜日にいじめ、不登校問題をはじめ、進路、就学及び学校の教育内容等の相談を教育委員会で実施します。	○	指導課
10	民生委員・児童委員活動との連携強化	地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員活動との連携の強化に努めます。	○	福祉課・子育て支援課

④子どもの未来応援(貧困支援)

家庭の経済状況における課題が「貧困の連鎖」につながらないように、各家庭の実情に沿いながら支援を行います。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 …… ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
11	子ども医療費助成事業	満18歳になって初めての3月31日までの子どもに対し、入院及び通院にかかる医療費の助成を行います。	○	子育て支援課
12	児童手当	中学校卒業までの児童を対象に養育する子どもの人数と年齢に応じて手当を支給します。	○	子育て支援課
13	児童扶養手当	母子父子家庭の生活安定と自立を促進するための制度で、母子家庭または、父が重度の障がいを有する者に児童扶養手当を支給します。	○	子育て支援課
14	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭で18歳に達した年度の末日までの子とその子を監護する父または母や、その子を養育する養育者に対し、医療費の一部を助成します。	○	子育て支援課
15	相談体制の充実	家庭の経済状況に課題を抱える子どもや保護者に対し、相談体制を構築します。	○	子育て支援課

施策の方向 (2) 仕事と子育ての両立支援

仕事を持つ保護者が、仕事と子育てを含めた家庭生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発とともに、働き方の見直しや多様な働き方に対応した子育て支援のための環境整備に努めます。

また、男女の家庭責任の重要性に対する意識を深めることが必要であることから、男女共同参画の視点に基づき、意識啓発を進めるとともに、育児休業・介護休業等の各種制度の普及促進と、制度への理解を広めるため、広報・啓発・情報提供などの働きかけを行います。

①男女共同参画社会の推進

共働き家庭が増加してきている中、安心して仕事と子育てを両立することができるよう、参画したいときに社会へ参画することができ、ともに子育てができる男女共同参画を推進し、意識の啓発に努めるとともに、事業主等に対しても働きかけを行います。また、保育所、幼稚園、小・中学校の各段階で男女平等教育・保育の充実に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
16	事業主への意識啓発	一般事業主行動計画の策定支援やワーク・ライフ・バランス推進企業の顕彰制度などを検討して、事業主に子育て家庭に理解のある職場風土づくりができるよう働きかけます。	○	人権推進課・産業振興課
17	地域就労支援事業の実施	ひとり親家庭の保護者・若年者・障がい者など就職困難者に対し、技能習得の講座等を開催し、就労につながる支援を実施します。	○	産業振興課
18	男女共同参画社会実現に向けた意識啓発	固定的な性別役割分担意識を解消するため、住民への意識啓発活動を男女共同参画プランに基づき実施します。	○	人権推進課
19	男女共同参画推進事業の拡充	男女共同参画プランに基づき、若者を対象としたコミュニケーション講座や働きながら子育てをしている女性の集まる場づくりを検討します。	○	人権推進課
20	職業生活と家庭生活との両立支援のための情報提供	町内事業所や労働者に対して、短時間労働制度や、介護休業制度育児休業制度等、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための法律や制度の周知を図り、男女が共に仕事とその他の生活のバランスが取れるよう取り組みを進めます。	○	人権推進課
21	男女平等教育の充実	保育所・幼稚園・学校での男女平等教育の推進はもとより、地域や家庭での男女平等保育・教育を推進できるよう、保育所・幼稚園・学校、地域、家庭と連携して取り組みます。	○	人権推進課

施策の方向 (3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備

次代を担う子どもが地域において、さまざまな経験を通して心豊かに成長し、社会の変化の中で主体的に生き抜くことができるよう、知識・技能のみならず、学ぶ意欲・思考力・表現力・問題解決能力などを含めた確かな学力を身につけることが大切です。基礎的な学力の定着のためには、学校・家庭・地域が連携を図り、教育環境の整備や教育相談機能の強化に努め、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

①家庭や地域の教育力の向上

子どもが地域においてスポーツや遊び等のさまざまな活動を通して豊かな人間性を育むことができるよう、活動の場の提供や人材の確保を行います。また、家庭は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観*や社会的なマナー、自制心、自立心などを育成する上で重要であることから、家庭教育に関する学習機会の提供や交流の機会の創出に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
22	スポーツ活動の学校開放	スポーツ少年団・体育協会等に参加している各団体の利用者に町内の小・中学校体育館を開放します。	○	生涯学習課
23	スポーツ少年団指導研修会	指導者の資質の向上を目的として、地区・町単位で研修会を実施します。	○	生涯学習課
24	保育所・子育て支援センターでの文庫の開設	乳幼児を持つ保護者が絵本の楽しさ・すばらしさを実感することで、幼児の頃から本に親しむ環境及び、本を通じて親と子の深い絆を育む環境づくりを図ります。	○	子育て支援課・保育所・子育て支援センター
25	親学習、リーダー人材育成	親が子どものために学び、子どもを知るための講座を子育てネット等の民間団体との協働で開催を図るとともに、定期的に実施することにより参加者のネットワーク化とその自主的な活動を支援します。	○	子育て支援センター
26	ブックスタート(4か月健診時)	4か月児健診時に絵本をプレゼントし、集団・個別による絵本の紹介や読み聞かせを実施して、幼い頃から本に親しむ環境、親と子の深い絆を育む環境の促進に努めます。	○	保健センター
27	地域における大人と子どもが協働した活動の機会の創出	総合的な学習における地域学習等でのゲストティーチャーとして地域人材を活用します。また、小学校においては、三世代交流グランドゴルフ等を実施し、交流を深めます。	○	指導課・岬町社会福祉協議会

基本的倫理観

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断において普遍的な基準となるもので、道徳やモラルのことです。

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

就学前における教育環境の整備を図るとともに、確かな学力を身につけ、豊かな人間性と社会性を育むことのできる学習機会の提供に努めます。また、家庭や地域との連携を図り、地域に根ざしたより良い教育環境づくりに努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
28	個に応じた指導の充実	加配教員を活用し、習熟度別指導を含めた少人数授業を実施する中で、個に応じた指導を行い、基礎・基本の確実な定着と学力の向上をめざします。	○	指導課
29	道徳教育の充実	道徳の副読本等の読み物教材を活用し、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養い、道徳的な価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めます。	○	指導課
30	地域教育協議会との連携	学校、家庭、地域の総合的な教育力の再構築を図るため、各小学校での放課後学習支援や中学校での土曜学習及び部活動支援を行います。	○	指導課
31	おおさか元気広場推進事業	各小学校で、放課後に週2～3回、プリント等での補充学習を実施することにより家庭学習が定着するための支援を行い、学習意欲の向上を図ります。また、学童保育の子どもも参加ができる体制を整えるとともに学生等支援者の確保に努めます。	○	指導課
32	学校支援地域本部事業	中学校で教育ボランティアによる放課後、週末における学習活動支援及び外部指導者による部活動支援を行い、子どもたちの学びの支援を行います。また、学校安全ボランティアによる小・中学生の登下校の見守り活動を行い、子どもの安全確保の取り組みを進めます。	○	指導課 生涯学習課
33	教職員の評価・育成システム	大阪府評価システムを活用した教職員の評価により、意欲・資質・能力の向上と教育活動等の充実及び学校教育の活性化を図ります。	○	学校教育課
34	学校協議会(学校評議員)制度の充実	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する観点から、校長が学校運営に関し、保護者や地域住民等の意見を求めるための制度の充実を図ります。	○	学校教育課
35	ふれあいスポーツフェスティバル	一般市民を対象に体力測定・ニュースポーツ*等を実施し、体力増進とスポーツの普及を図ります。	○	生涯学習課
36	「いのちの教育」の充実	各小・中学校で各学年3～4時間の「命の学習」を行うとともに「エイズ」教育は、各小学校5年生で行います。	○	指導課
37	教員研修の充実	教育センター等の関係機関が開催する研修や実践研修などにより、幼・小・中教員の資質の向上に努めます。	○	指導課

ニュースポーツ

一般に勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを目的とした運動のことです。(グラウンドゴルフ等)

施策の方向 (4) 地域における子育て支援ネットワークの強化

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず身近な地域で子育てを支援する仕組みづくりが必要です。

現在、本町では、小地域ネットワーク活動*等のさまざまなネットワークが広がりつつあります。地域における子育て支援の輪をさらに拡大し、きめ細かく充実させていくことにより、多様な子育てニーズに対応し、まち全体で子育て支援を行うことができる環境づくりを進めます。

①地域における子育て支援活動の推進

子育て支援ボランティアを育成するとともに、親向けの講座の開催やスポーツ教室等を開催することにより、身近な地域における子育てを支援する活動を推進します。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
38	親学習の講座の開催	親同士が悩みを打ち明けられるような形式での講座の開催を検討します。	○	子育て支援センター
39	子育て支援ボランティアの育成	地域の幼稚園教員退職者など子育て支援ボランティアとしての資質を有した人材資源を発掘して、活躍の場を提供します。	◎	子育て支援センター
40	山海人プロジェクトの取り組み	岬高校ボランティア部による地域美化活動等の支援など地域の中で高校生の育成に取り組みます。	○	大阪府立岬高等学校
41	子どもスポーツ教室	総合型地域スポーツクラブにおいて開催する子ども向け教室を充実します。 講師として岬高校教諭や地域ボランティア、高校生がアシスタントを担当するなどの支援体制を構築します。	○	大阪府立岬高等学校・生涯学習課

小地域ネットワーク活動

自治（町内）会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで援護が必要な人々の生活を見守り、支え合っていく隣人同志の助け合い活動です。

②地域での子育て支援のネットワークづくり

保健センターや保育所、幼稚園等の関係機関との連携を強化するとともに、ボランティアをはじめとした地域で活動している人との協働による子育て支援のネットワークづくりを推進します。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
42	岬町ボランティア住民活動支援センターの充実	各種ボランティア講座の開催やボランティア活動の情報提供、また、いつでもだれでもが気軽に立ち寄れる幅広い住民活動の拠点である岬町ボランティア・住民活動支援センターにおいて、子育て支援の住民活動を支援するよう努めます。	○	岬町社会福祉協議会・福祉課・子育て支援課・指導課・まちづくり戦略室
43	岬町全部がつながる会	子育て支援センターにおいて月に1回子育てネットワーク会議を開催して子育てボランティアの連携を図ります。	○	子育て支援課・指導課・まちづくり戦略室・岬町社会福祉協議会
44	岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度の推進	岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度を推進して、子どもまつり、子どもを中心とした地区の祭、放課後の居場所づくり等の住民主体の地域貢献活動を支援します。	○	まちづくり戦略室

③小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進

小学校区や自治区等の小地域を基盤として、地域の中で子育てを見守り、支えていくため、学童保育への支援や保育所との交流等を推進します。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
45	学童保育への支援	小地域ネットワーク活動の一環として、地区福祉委員会と学童保育児童との交流を行い、小学校の長期休暇における学童保育を支援します。	○	岬町社会福祉協議会・子育て支援課
46	保育所との交流	小地域ネットワーク活動の一環として、四季折々の季節行事の実施や昔遊びの伝承などで子どもの豊かな情緒を育みます。	○	岬町社会福祉協議会・子育て支援課・保育所
47	共生型サロンの充実	小地域ネットワーク活動の一環として、学校帰りに子どもたちが気軽に立ち寄れる居場所づくり等、多世代の地域交流機会を提供します。	○	岬町社会福祉協議会・子育て支援課・指導課

岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度

住民、事業者、町が互いの特性を尊重しながら協力し、地域を支えるあらゆる主体が主役となつたまちづくりをめざすことを目的とした事業です。

2. 子どもの権利擁護の推進

施策の方向 (1) きめ細かな配慮を必要とする児童・家庭への支援

児童虐待やひとり親家庭、障がい児、家庭環境に配慮を必要とする子ども・家庭に対して、きめ細かな支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図るとともに、相談体制の整備や情報提供の充実に努めます。

①児童虐待防止対策の充実

多くの子育て家庭が、子育てそのものへの不安や負担を感じている現在、児童虐待は決して特殊なことではなく、誰にでも起こりうることとなっています。児童虐待を防止するために、体罰によらない子育てを推進するとともに、ネットワークの強化や相談体制の充実を図るとともに、虐待を防止するための活動を進めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
48	児童家庭相談体制の整備	子育て支援課、保育所、子育て支援センター、保健所、学校等を窓口として幅広く相談に応じる体制を整備しています。	○	子育て支援課
49	児童虐待の通告義務などの啓発	啓発チラシの配架やポスターの掲示、広報紙等を活用し、児童虐待に関する啓発に努めます。	○	子育て支援課
50	健診未受診家庭へのフォローの充実	保育所・幼稚園・子育て支援センターとの連携による情報提供や保健師の家庭訪問等により、ほぼ100%の状況把握を継続します。	○	保健センター
51	DV防止法*、ストーカー規制法*、児童虐待防止法*などの学習と啓発	DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等を広く住民に知ってもらうために広報・啓発を行います。 また、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行います。	○	人権推進課・子育て支援課・保健センター
52	児童虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポート)の養成	増加・深刻化する児童虐待の発生予防・早期発見を図るとともに、地域において子育てに関する問題を解決する能力を高めるため、親と子、それぞれの年齢に合わせて気軽に相談できるボランティアを養成します。	○	子育て支援課

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。通報、相談、保護、自立支援等の体制整備により、配偶者からの暴力防止及び被害者保護のため平成13年4月制定10月施行。

ストーカー規制法

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成12年5月成立11月施行。ストーカー行為等の必要な規制と、被害者の援助等を定めて、ストーカー行為の被害から守るものです。

児童虐待防止法

「児童虐待の防止等に関する法律」。平成12年5月成立11月施行。児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見、保護して、自立を支援するための法律です。

②障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもが住み慣れた地域で健やかに育つことができるよう、福祉・保健・医療・教育等の支援体制を整え、各種相談や療育の充実を図るとともに、在宅福祉サービスの充実、経済的支援に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
53	発達クリニック・相談事業	一次健診の結果、経過観察の必要な場合について、小児科専門医による予約健診または健診当日の相談を行います。	○	保健センター
54	発達相談	心理相談員による相談に加えて療育相談として自閉症専門医による相談、言語聴覚士による相談を実施します。	○	保健センター
55	心理巡回相談	経過観察児*のフォローや保育上の問題に対応するため、心理相談員*等が各保育所・幼稚園、各小学校、各学童保育に巡回し、子どもと保護者を含めたのフォロー・支援を連携して行います。	○	保健センター
56	簡易心身障がい児通園事業	障害者総合支援法に基づく児童ティサービス施設として、機能、知能の回復訓練を行い、保護者と協力して心身の健康回復を図ります。	○	子育て支援課・こぐま園
57	早期療育等推進事業 パンダ教室	幼児期の成長、発達をめぐる課題等に対し、児童及び保護者に対して、療育日常生活上の指導、保育指導及び助言を行うことにより、児童の豊かな発達及び保護者への療育支援を促進します。	○	子育て支援課・こぐま園
58	療育機関等関係機関と学校園所との連携の推進	保育所や幼稚園、小学校への巡回相談を実施し、必要なフォローに結び付けられるよう連携を図ります。また、関係機関の定期的な連絡会やケース会議等を開催して、情報の共有や対策の検討を行っています。	○	指導課・子育て支援課・福祉課・保健センター
59	幼稚教室 (福祉との連携事業)	毎月1回、保育士による親子の設定遊びに参加してもらう中で、親子の状況を観察し、連携しながら発達相談やパンダ教室など必要な支援につなぎます。	○	保健センター・こぐま園

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
60	特別児童扶養手当	障がい児やその家族のより安定した生活を保障するため、特別児童扶養手当を支給します。	○	子育て支援課
61	障がい者医療費助成事業	65歳未満の人で重度の身体障害者手帳または療育手帳を所持している人に対し医療費を助成します。	○	福祉課
62	各種在宅サービスの充実	自立支援制度や日常生活用具及び補装具の給付などを実施します。	○	福祉課
63	障がい者相談の充実	障がい者（児）の多様な相談に対応するため、随時、障がい者相談員による相談と、毎月1回、愛の家みらい出張相談*を実施します。	○	福祉課
64	人権啓発の推進	研修会や講習会を通じて啓発を推進します。	○	人権推進課
65	障がい児（者）とその家族への取り組み	「岬町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画*」に基づき、障がい児（者）とその家族への取り組みを推進します。	○	福祉課
66	地域生活支援施策の充実	「岬町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」に基づき、地域生活支援施策を推進します。	○	福祉課

経過観察児

一次健診後、すぐに精密検査や医療が必要ではないが、経過観察が必要な子どものことです。

心理相談員

心理相談専門研修を受講した者で、心理相談やカウンセリングを担当するメンタルヘルススタッフのことです。

愛の家みらい出張相談

岬町では障がい者相談支援事業を「愛の家みらい」に委託しています。「愛の家みらい」では身体障がい児（者）・知的障がい児（者）及び精神障がい者本人や保護者からの相談に相談支援専門員が応じ、内容により、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障がい者のサービス利用援助を行っています。毎月第4水曜日の午後1時半～4時まで役場相談室にて出張相談を実施しています。

岬町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画

【障害福祉計画】本町が今後進めていく障がい者支援のサービス提供のあり方等を定める計画です。

【障害児福祉計画】本町が今後進めていく障がい児支援のあり方について定める計画

③いじめ、不登校、ひきこもり対策の充実

いじめ・不登校・ひきこもり対策のため、小・中学校にスクールカウンセラー*を配置し、心の相談等の充実に努めます。また、いじめ問題を根絶するため、いじめの未然防止・早期発見への対応を図ります。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
67	スクールカウンセラーの配置	各小・中学校において、スクールカウンセラーを配置し、いじめ・不登校問題や発達に関する相談を実施します。	○	指導課
68	地域の子育て支援センター・つどいの広場の活用	いじめ・不登校や児童・生徒の問題行動に対応するため、地域子育て支援センターやつどいの広場の機能を活用します。	○	子育て支援センター
69	心の相談サポート事業	いじめ・不登校や児童・生徒の問題行動に対応するため、精神科医による巡回相談を実施し、教育相談活動の充実を図ります。	○	指導課
70	いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応	各学校における「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。	○	指導課 人権推進課
71	教職員の指導力の向上	経験年数の少ない教職員が増加している中、子ども理解等の研修の充実を図るために、スクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修を行います。	○	指導課

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される臨床心理士などの専門家のことです。

施策の方向 (2) 子どもの権利意識の向上

すべての子どもが、性別、国籍、障がいの有無、生まれた環境、ひとり親等の家庭の形態等によって、差別されることなく、個性や能力が發揮でき、子どもの人権が尊重される社会づくりを進めるために、「児童の権利に関する条約」等を遵守し、子どもの声を聴くことや子どもの人権に関する啓発、人権教育・保育を推進します。また、国際的な視野で多様な価値観を認め合う多文化共生を推進します。

①子どもの権利意識の醸成

「児童の権利に関する条約」等の普及・啓発を進めるとともに、人権教育・保育、道徳教育を推進し、子どもの権利意識の醸成に努めます。また、研修会や講習会などのさまざまな機会を捉え、人権啓発を推進します。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
72	子どもの権利条約等の普及・啓発	子どもの権利に対する理解を深めるために、「子どもの権利条約」、「児童憲章*」の趣旨や内容の普及・啓発を図り、子どもの自尊感情や自己肯定感を高めます。	○	指導課・人権推進課
73	人権教育・保育の推進	各校人権教育主担者が中心となり、計画的に人権教育・保育の推進を図ります。	○	指導課・子育て支援課

②多文化共生社会への対応

他国籍や言葉の違いなどにとらわれず、互いの文化や考え方などを理解し、互いの人権を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる多文化共生社会の実現をめざします。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
74	多文化共生保育・教育の充実	各校在日外国人教育主担者が中心となって、計画的に多文化共生保育・教育の推進を図ります。	○	指導課・子育て支援課

児童憲章

1951年5月5日子どもの日を期して制定された児童の権利宣言。全ての児童の幸福をはかるために、児童の基本的人権を社会全体が自覚、確認し、その実現に努力する目的で作られ、12か条あります。

3. 子どもが健やかに育ち活動するまちづくり

施策の方向 (1) 子どもにやさしいまちづくり

子どもたちが自主性、社会性、創造性などのさまざまな能力を自然に伸ばし、生きる力を身につけることができるよう、安心してのびのびと遊ぶことのできる環境を整備します。

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくりを進めるため、快適かつ安心して外出できる生活環境の整備を進めます。また、子育てにやさしい公共施設の整備を進めるとともに、道路環境の整備を図ります。

①安心して遊べる遊び場の確保

身近な地域で子どもが安心して遊べる場の整備に努めるとともに、本町の自然などの資源を活かした遊び場づくりについても検討します。

具体的事業

方向の印 ････ ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
75	児童遊園の管理	子どもたちが安全に遊べるように遊具等の点検や整備の補修を行うとともに、草刈等を自治区の協力を得ながら環境整備を行います。	○	子育て支援課
76	児童遊園を活用した遊び場づくり	自然について知識豊富な大人たちが植物、昆虫について教えたり、戸外遊びを教える場として児童遊園の活用を検討します。	○	子育て支援課

②安全・安心のまちづくり

子育て世代が安全・安心に生活することができるよう、良好な居住環境や道路交通環境等の整備に努めるとともに、交通事故や犯罪を未然に防止するための各種事業を推進します。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
77	速度抑制注意 喚起看板、 表示の設置	「子どもの飛び出し注意」や事故防止対策のための駐車禁止表示の設置等の啓発を行います。	○	住民生活課
78	良好な居住 環境の確保	公営住宅建替事業において、子育て世帯の入居促進を図ります。	○	建築課
79	安心して外出 できる環境の 整備	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新築される建築物について、指導などに努めます。また、既存の公共施設については大阪府福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化を図ります。	○	建築課・ 福祉課
80	交通安全教室 の実施	毎年、泉南警察の協力により保育所・幼稚園を対象とした幼児安全教室を開催し、親に対する交通安全指導、自転車乗車時のヘルメット着用奨励などを啓発します。	○	住民生活課
81	チャイルドシートの正しい 使用の啓発	民間企業等と協力してチャイルドシートセミナーを開催し、チャイルドシートの装着の仕方や子どもを乗せて安全な走行について啓発を行います。	○	住民生活課 子育て支援センター
82	こども 110 番 関係団体代表 者会議	子どもの安全確保についてPTAをはじめとした各種団体等が定期的に情報交換できる場を設置します。	○	生涯学習課
83	こども 110 番 講習会	警察と連携し、各小学校でこども 110 番の周知と防犯教室を開催します。	○	生涯学習課
84	地域安全 マップの活用	「こども 110 番の家」を盛り込んだ安全マップを活用します。	○	生涯学習課
85	学校安全 ボランティア 活動	学校内外での子どもの安全確保について、ボランティア募集を行い、活動を実施します。	○	生涯学習課
86	子ども安全デー(こども 110 番運動)	毎月8日を「子ども安全デー」として位置づけ、登下校時の子ども通学路の見回り活動を実施します。	○	生涯学習課
87	学校園での 不審者侵入時 の対応	幼稚園、小・中学校において、幼児児童生徒及び教職員が、不審者が侵入したという想定での対応訓練を実施します。また、各学校園において、さすまた、防犯笛等の防犯用具を整備します。	○	指導課

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
88	小学校耐震工事事業	公立学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとって災害発生時の避難場所となり、防災拠点として重要な役割を担うなど、安全性の確保が極めて重要なため、各小学校の普通教室等の耐震工事を実施します。	○	学校教育課
89	保育所等の耐震化	施設を安心して利用できるよう、維持・管理を行います。	○	子育て支援課
90	保健センター耐震補強事業	保健センターは、災害時に医療拠点となることから、安全に利用できるように平成29年度から4か年計画で耐震補強を行います。令和2年度に耐震補強工事を行い完了する予定です。	●	保健センター
91	防災訓練の充実	保育所・幼稚園・学童保育において火災、地震、土砂災害を想定した、避難訓練を定期的に実施します。	○	子育て支援課
92	新型インフルエンザ対策の整備	「岬町新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、岬町版マニュアルを周知徹底した対策を講じます。	○	子育て支援課
93	自主防災組織 *「ご近所支え合い地図」作成	岬町自治区長連合会、岬町民生委員協議会、岬町社会福祉協議会が中心となって自主防災組織の組織化促進と活動の活性化を図ります。また「ご近所支え合い地図」を作成し、災害発生時に役立てます。	○	岬町自治区長連合会・ 岬町民生委員協議会・ 岬町社会福祉協議会・ まちづくり戦略室・ 福祉課
94	防犯灯管理事業	町内の道路、児童遊園内に設置している防犯灯の適正管理を行います。	○	土木下水道課・ 子育て支援課
95	保育所・こぐま園・支援センターの不審者侵入時対策職員研修の実施	専門家による職員研修を実施します。	○	子育て支援課
96	学童保育の不審者侵入時対策指導員研修の実施	専門家による指導員研修を実施します。	○	子育て支援課

自主防災組織

地域住民が“自分たちのまちは、自分たちで守る”という自覚、連帯感に基づき地域の人々の意思と、意気込みと、協力でつくられるものです。

施策の方向 (2) 地域における子どもの学び、育ちへの支援

身近な地域において、子どもが主体的に活動できる場や自然にふれあうことができる機会を創出することは、子どもの豊かな学び・育ちのために重要です。子どもが主体的に参加し、安全に過ごすことのできる事業を推進するとともに、自然や文化にふれあう機会の創出に努めます。

①子どもの主体的な活動支援

子どもが体験や遊びを通じて主体的に活動に参加できるよう、各種事業や居場所づくりの整備に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
97	淡輪公民館クラブ	淡輪公民館登録クラブとして子育て支援活動を実施します。 ・キッズジャズヒップホップダンス	○	淡輪公民館
98	おはなし会	アップル館等において、本の読み聞かせを実施します。	○	アップル館
99	本に親しむ環境づくり	広報紙の図書だよりを通じた本の紹介及び小・中学校においては、朝読書、読み聞かせを実施します。	○	指導課・淡輪公民館
100	思春期の子どもたちの居場所づくり	岬子育てネットワークが運営する、思春期の子どもたちが気軽に遊び、また集まって話をしたり、勉強したりできる自由に使える居場所づくりを支援します。	○	子育て支援課・青少年センター
101	見守り隊キッズEye ぽらんていあ活動	子どもたちが、簡易な日常的な見守り・声かけ・訪問活動等を通して命の大切さや人との関わりから、「ともに生きる」ことの大切さを学ぶと同時に「やさしさを基本」とした、こころを育む環境づくりをめざします。	○	岬町社会福祉協議会
102	子どもから発信する福祉のまちづくり	キッズボランティアキューピークラブの活動支援を行ないます。	○	岬町社会福祉協議会

②自然や文化に親しむ機会の創出

地域の自然や人材などの資源を活用し、さまざまな体験活動や学習機会の創出に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 …… ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
103	学童期子ども支援事業	長期休暇を活用し、学童保育児童に対し、地域のNPO法人や地区福祉委員会、地域ボランティアによる学習活動や体験活動の場を提供します。	○	子育て支援課・指導課・生涯学習課
104	はたけっ子	休耕田を活用し、保育所児童、学童保育児童が地域ボランティアを含む高齢者とともに野菜作りに挑戦し、収穫した野菜は地産地消の安全な野菜として給食に提供します。	○	子育て支援課・子育て支援センター・保育所・指導課・産業振興課
105	親子の遊び塾	地域のボランティアグループの協力のもと、子育て中の親と子どもが一緒に楽しみながら交流する体験教室を実施しています。	○	子育て支援課・子育て支援センター・生涯学習課

4. 親と子どもの健康づくりの推進

施策の方向 (1) 子どもや親の健康の確保

子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や各種事業の推進に努めます。

①安心・安全な妊娠・出産への支援

安心で安全な妊娠・出産に向けて、各種健診・検診や訪問活動等を実施するとともに、正しい知識の普及や相談支援を行います。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
106	女性のがん検診事業	対象年齢の女性に子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を送付し受診勧奨を行います。検診回数や受診医療機関を増やす等受診体制の整備を行っています。	○	保健センター
107	母子(親子)健康手帳の交付	母子の健康を守り、乳幼児期の健診や予防接種などの成長発達の記録として活用できるよう妊娠届の提出時に交付します。すくすく応援サポートプランを作成し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のないサービスを提供します。	◎	保健センター
108	妊娠婦の健康支援	妊娠前・妊娠中・産後の健康を支援するとともに、妊娠中毒症等、妊娠中の異常や訪問希望のある場合に、家庭訪問を行い相談に対応します。	◎	保健センター
109	プレパパ・プレママ交流会 (両親教室)	医療機関で実施する以外の内容を盛り込み、沐浴実習*やグループワークを実施、父親も参加しやすい日曜日開催のコースを設けています。	○	保健センター
110	マタニティマーク*の普及・妊娠婦にやさしい環境づくり	交通機関での座席のゆずりあいや受動喫煙防止*など、妊娠婦にやさしい環境づくりを進めるため、マタニティマークの普及啓発に取り組みます。啓発ポスターの掲示、小中学生への啓発、母子(親子)健康手帳交付時にシールやストラップ・バッヂの配布を行います。	○	保健センター
111	産前・産後支援の充実	産前・産後支援の充実として、出産前後の母親の健康支援、育児支援を行うため、医療機関などと連携し、妊娠婦健診の実施、産前産後のヘルパー派遣、心身に問題を抱える産婦のショートステイやデイサービスなど多様な支援を実施します。	◎	保健センター

沐浴実習

ベビーバスを使った赤ちゃんの入浴のことです。

受動喫煙防止

健康増進法では、受動喫煙の防止対策として、多くの人が利用する公共的な空間での原則全面禁煙が規定されています。

マタニティマーク

妊娠婦の存在を表すマークで妊娠婦にやさしい社会を作るためのマークのことです。

②子どもの成長発達への支援

すべての子どもの健やかな成長・発達のための保育指導や相談支援などの充実を図ります。

●●●具体的的事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
112	新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚検査費用を助成することで聴覚障がいの早期発見と早期支援を行います。	●	保健センター
113	乳幼児健康診査、視覚聴覚精密診査事業	乳幼児期の節目に成長発達を確認し、子育て支援の機会とするため、乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳6か月児、3歳6か月児に定期健診を行います。また、異常の疑いのある場合には精密診査受診票を発行し、専門医療機関を紹介します。	○	保健センター
114	乳幼児の歯科健診、歯科疾患予防事業、よい歯のコンクール	1歳6か月・2歳・3歳6か月健診時に歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導及び相談と同時にフッ素塗布を実施しています。 3歳6か月児歯科健診受診した親子の中から、親子の良い歯のコンクール対象者を選出し、健長寿まつりにて表彰し、歯の健康意識の向上に努めています。	○	保健センター
115	5歳児アンケート健診	各保育所や幼稚園をとおして、5歳児を対象に、円滑な就学に向けて、子どもの様子や保護者の心配事などをアンケートで把握し、必要な相談支援を行います。	○	保健センター
116	予防接種事業	毎年変更及び追加になる予防接種法に対応して、集団または指定医療機関での個別接種により実施します。	○	保健センター

③子育て相談の充実・交流による親と子の健康づくり

安心して子育てができるよう、情報提供や各種教室の開催、交流の機会の創出に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 …… ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
117	乳幼児相談	母親の育児不安の解消、乳幼児の発育発達の確認等、子育て支援を目的に、保健センター・子育て支援センター・望海坂集会所において育児相談、乳幼児身体計測、保健指導を行います。	○	保健センター・子育て支援センター
118	保健室の開放・出張ほのぼのクラブ	保健センターと子育て支援センターが連携して、「ほのぼのクラブ」を開催し、育児相談、保健師による講話・体重・身長計測・保育士による触れ合い・製作遊び・お話指導員による、わらべ唄・絵本の読み聞かせ・栄養相談などを行います。 親子の集いや遊び場として保健センター保健室を開放しています。	○	保健センター・子育て支援センター
119	絵本の読み聞かせ(お話を楽しむ会との連携事業)	保健センターでは、4か月児健診時のブックススタート事業や毎月1回の望海坂集会所での絵本の教室、両親教室にも読み聞かせを組み入れています。 子育て支援センターでは、「岬町子どもの本連絡会」お話指導員による親子で楽しめる「絵本・わらべうた」の紹介をしています。	○	保健センター・子育て支援センター
120	おもちゃライブrary(子育てネットとの連携事業)	毎週定期的につどいの広場を開催し、子育てネットワーク所有の木のおもちゃで遊び、子育て中の親同士の出会いの場を提供します。	○	子育て支援センター
121	子育て支援センターとの連携事業	保健センターの保健師が子育て支援センターに出向いての乳幼児相談や両親教室、若い母親達を対象としたがん啓発教室、食育教室等や望海坂での教室を共催で実施しています。また、保健センターでの乳幼児健診時に保育士による子育て支援センターの紹介や遊びの教室を実施しています。 子育て支援センタースタッフと保健センター、保育所(保育士、看護師)との連携による出張保育で、体操・歌・触れ合い遊び・製作・身体計測・育児相談等を行います。	○	保健センター・子育て支援センター
122	父親育児教室	父親も参加できるよう毎月第4土曜日にファミリー講座を開催して、父親の子育て支援を行います。	○	子育て支援センター

施策の方向 (2) 食育の推進

子どもが心身の成長の礎となる食物の内容や食事のあり方について、きちんと学び、規則正しい生活習慣を習得させるため、成長の各段階に合わせて食育についての啓発に努めます。また、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上、学習機会の提供などを行います。

①「食」を通じた子どもの心身の健康づくり

好ましい食習慣の始まりを支援するため、離乳食講習会や料理教室等、成長過程に合わせた学習機会の提供や保育所・小学校における食育の推進に努めます。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
123	離乳食講習会	4か月児健診時、保護者を対象に、栄養士が離乳食の意義や成長発達段階に合わせた離乳食の進め方の指導・講習及び試食会を実施します。必要に応じて個別対応も行ないます。	○	保健センター
124	両親学級での栄養講座	両親教室の参加者を対象に年2回実施、「豊かな食生活のポイント」をテーマに栄養士を講師として妊娠中の大切な栄養について学びます。	○	保健センター
125	幼児期のおやつや料理教室（ママクッキング）	幼児教室参加の親子を対象に年4回開催し、食生活改善推進員の協力により、幼児に望ましいおやつの話と手作りおやつの紹介、試食を行います。 月1回望海坂集会所において幼児向け栄養教室及び相談を開催し、時間短縮簡単レシピの紹介・配布を行います。	○	保健センター
126	保育所での食育事業	大阪府立大学との包括連携により各保育所の4・5歳児と保護者を対象に、毎年テーマを決めて食育事業に取り組みます。	○	保健センター・保育所
127	学校における「食育」教育	給食の時間をはじめ各学年に応じた視聴覚教材を用いて食育を行い、学力向上と健康な身体づくりのため、家庭との連携による「早寝、早起き、朝ごはん」運動を進めます。 また、家庭科における栄養教諭の食育授業や生活科において、朝食づくりの実習等を行います。	○	指導課・学校給食センター
128	学校給食・保育所給食への地産地消の取り組み	「はたけっ子」活動を通して、休耕田で収穫された野菜を学校給食の食材として利用することで、子どもたちに地産地消の取り組みを実体験する機会を提供します。	○	子育て支援課・保育所・学校給食センター・産業振興促進課

施策の方向 (3) 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、体や心の健康の問題が生涯の健康に影響することも指摘されています。そのため、健康な生涯を送るための基盤づくりとして、心身の健康に関する正しい知識を習得するための教育・啓発を行います。また、心の問題に関する相談体制の整備に努めます。

①思春期の心と体の健康づくり

喫煙、薬物の有害性についての知識や性に関する正確な知識の普及・啓発を図るとともに、子育て・保育体験等の学習機会の整備に努めます。また、スクールカウンセラーによる相談支援を行います。

●●●具体的な事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
129	学校と連携した出前育児教室	毎年1回、中学3年生を対象に民生委員の協力のもと家庭科の授業として、赤ちゃんモデルによる抱っこ経験や沐浴実習、母親の体験談などにより乳幼児期の育児について学ぶ体験型学習を行います。	○	保健センター指導課
130	薬物乱用防止教室	中学校において、関係機関と連携し、薬物乱用防止教室を実施します。	○	指導課
131	薬物・覚せい剤予防講演会	教育委員会・保護司会との共催による中学生を対象とした薬物・覚せい剤の乱用防止について正しい知識の普及・啓発するための講演会を開催します。	○	保健センター指導課
132	喫煙防止教室	小学校5、6年生を対象に年1回警察と連携した非行防止教室を実施する中で喫煙防止指導を行います。	○	指導課
133	出会い系サイト等サイバー被害防止対策	大阪府子どもを守るサイバーネットワーク会議に参加するして、情報収集及び事案対応を行うとともに、子どもへの携帯ネットについての指導を行います。	○	指導課

施策の方向 (4) 周産期及び小児医療の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、町内の医療機関において周産期から小児期全般にわたる医療の充実に努めるとともに、救急医療に関する情報提供や啓発を行います。

①医療体制の整備及び確保

日頃の健康管理や疾病の予防、早期発見のため、かかりつけ医制度を推進するとともに、広域連携による医療体制の充実に努めます。

●●●具体的事業●●●

方向の印 ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

No	事業名	事業の概要	方向	担当課
134	広域母子医療センターの整備・運営事業	安心安全な出産の確保のため、りんくう総合医療センターに周産期センターを設置、市立貝塚病院には婦人科医療センターを設置し、機能分担して地域住民の円滑な医療保健対策事業を貝塚市以南4市3町の負担金により運営します。	○	保健センター
135	プライマリーヘルスケア*・かかりつけ医の推進	こんにちは赤ちゃん訪問時に医療マップを持参し、日頃の健康管理のため健診や病気について早めに相談する家庭医として、かかりつけ医を勧めています。	○	保健センター
136	初期救急医療体制*(休日診療所)の整備、運営事業	泉州南部初期急病センターにおいて休日診療実施されており、隣接する二次・三次救急医療*を担うりんくう総合医療センターへの後送体制や感染症対策機能が整備されています。泉佐野市以南3市3町の共同運営により初期救急医療体制を確保します。	○	保健センター
137	二次救急医療体制*の整備事業	二次救急については、高石市以南8市4町により、病院輪番制医療機関、小児救急医療機関を確保するとともに、休日夜間二次救急診療体制運営事業分担金の負担により、夜間の救急医療体制を整備し、運営します。	○	保健センター

プライマリーヘルスケア

健康増進から疾病の予防や治療、リハビリテーションまでを含む地域の保健医療サービス

初期救急医療体制(一次医療体制)

外来診療で休日や夜間の急病患者に対応するための医療体制

二次救急医療体制

入院治療を必要とする患者に対応するための医療体制

三次救急医療体制

二次医療では対応できない高度医療に対応するための医療体制

みさき健やか親子21(母子保健事業)の目標値

指 標	現状値 (平成 30 年度)	目 標 (令和6年度)
4.親と子どもの健康づくりの推進		
(1)子どもや親の健康の確保		
妊婦健康診査の受診率	100%	100%
妊娠 11 週までに妊娠届をする妊婦の割合	97.8%	100%
乳幼児健康診査の受診率	乳児一般: 100% 乳児後期: 95.1% 4か月児: 96.7% 1歳6か月児: 98.6% 3歳6か月児: 96.5%	乳児一般: 100% 乳児後期: 100% 4か月児: 100% 1歳6か月児: 100% 3歳6か月児: 100%
乳幼児の歯科健診の受診率	2歳児: 100% 幼児フッ素塗布: 96.6%	2歳児: 100% 幼児フッ素塗布: 100%
子育て中の喫煙率	乳児の母親: 1.7% 同居家族: 28.6%	乳児の母親: なくす 同居家族: 減少
予防接種の接種率 (MR:麻しん風しん混合)	BCG: 100% 四種混合: 96.5% MR1期: 91.0% MR2期: 93.8%	BCG: 100% 四種混合: 100% MR1期: 95.0% MR2期: 100%
こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	96.1%	100%
事故防止対策を実施している家庭の割合	96.1%	100%
(2)食育の推進(令和元年度健康づくりと食育に関するアンケートより)		
朝ごはんを食べる子どもの割合(「ほとんど毎日食べる」との回答)	乳幼児: 92.7% 小学生: 94.4% 中学生: 81.3% 高校生: 29.2%	増加
家族と食事をする子どもの割合(「ほとんど毎日食べる」との回答)	乳幼児: 朝 60.1% 夕 72.4% 小学生: 朝 65.3% 夕 81.0% 中学生: 朝 37.8% 夕 60.4% 高校生: 朝 28.9% 夕 48.5%	増加
(3)思春期保健対策の充実		
中高生の喫煙率(経験が「ある」との回答)	中学生: 1.1% 高校生: 20.6%	中学生: なくす 高校生: 減少
(4)周産期及び小児医療の充実		
妊娠・出産に満足している妊婦の割合	96.5%	100%
かかりつけ医師がいる人の割合	3歳児: 85.4%	90.0%

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第61条」では、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して設定し、区域毎に事業の必要量を算出することとされています。

その設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができるよう地理的条件や人口などの状況、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

本町では、児童人口の減少傾向を特に勘案し、町域全体で教育・保育の提供を検討するため、全町1区域と設定します。

2. 児童数の推計

本計画を推進するにあたって、量の見込みの算出の基礎となる計画年度ごとの児童数の推計は次の通りです。

■年齢区分別児童数の推計

単位:人

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	46	44	42	40	38
1・2歳	128	98	95	90	86
3～5歳	236	233	214	186	153
6～8歳	259	241	233	231	228
9～11歳	286	282	266	260	241
合計	955	898	850	807	746

3. 子ども・子育て支援法における事業の体系

子ども・子育て支援法の事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。また、「教育・保育給付」は、府認可（市町村は確認）の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が新たに創設されました。

給付の区分		事業名
子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	施設型給付
		公立幼稚園
		新制度への移行を選択する私立幼稚園
		認可保育所
		※私立保育所については、市町村が委託費を支弁
	地域型保育給付 (市町村が認可)	認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型)
		小規模保育（定員6～19人）
		家庭的保育（定員5人以下）
		居宅訪問型保育
	子育てのための施設等利用給付	事業所内保育
		新制度への移行を選択しない私立幼稚園
		特別支援学校
		預かり保育事業
		認可外保育施設等
地域子ども・子育て支援事業		利用者支援事業
		地域子育て支援拠点事業
		妊婦健康診査
		乳児家庭全戸訪問事業
		養育支援訪問事業等
		子育て短期支援事業
		ファミリー・サポート・センター事業
		一時預かり
		延長保育事業
		病児・病後児保育事業
		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
		実費徴収に係る補足給付を行う事業
		多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4. 幼児期の学校教育・保育

(1) 量の見込みと提供体制の確保について

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等による利用希望を踏まえ、均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

本町では、ニーズ調査の結果とこれまでの実績等を勘案して、次の通り見込みました。基本的に、既存の特定教育・保育施設の対応で充足を見込みます。

※ 認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

【1号】3～5歳で、教育のみを必要とする子ども（保護者が働いていない等）

【2号】3～5歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等）

【3号】0～2歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等）

計画年度		平成31年度実績				令和2年度				令和3年度			
認定区分		1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み		160	134	74	19	117	113	61	9	115	111	46	8
確保方策	特定教育・保育施設(利用定員)	/	/	/	/	117	113	61	9	117	113	61	9

計画年度		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
認定区分		1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み		106	102	45	8	92	89	43	8	76	73	41	7
確保方策	特定教育・保育施設(利用定員)	117	113	61	9	117	113	61	9	117	113	61	9

※「特定教育・保育施設」：子ども・子育て支援法による施設型給付を行うために市町村が「確認」を行った幼稚園、認可保育所、認定こども園を言う。

（2）教育・保育の一体的提供の推進

①認定こども園に対する考え方

核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通して家庭で子育てを学ぶ機会が少なくなり、地域における近隣とのつながりや、地域社会の子育て機能が低下してきています。これらを背景に育児不安の傾向が強まっている状況にあり、子どもと保護者を取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

このような社会情勢を背景に、保育所待機児童の解消、育児不安・負担の軽減、子どもの成長に必要な適正規模の集団の確保などのために、従来の制度の枠組みを超えた柔軟な対応が求められています。そのため国では従来の幼稚園と保育所だけではない、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、両方の機能を果たすことができる新しい仕組みとして、平成18年10月1日から「認定こども園制度」が実施されています。

一般的に、保育園に求められる機能は、「保育に欠ける児童」に対する「家庭養育の補完」から『就学前教育機能』、『子育て支援機能』をも含めたものに重点を移しつつあります。一方、幼稚園では、預かり保育を希望する保護者が増加しており、保護者の意識の中では、幼稚園と保育園の垣根は低くなっているとも言えます。

保護者にとって認定こども園のメリットは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行うこと、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労形態が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できることが挙げられます。

本町における認定こども園普及に対する基本的な考え方は次の通りです。

【考え方】

深日においては、公立保育所と私立幼稚園がそれぞれ1施設ずつ、多奈川においては、公立保育所と私立認定こども園がそれぞれ1施設ずつ設置されており、公立、私立とも園児数が減少傾向ありますが、保育ニーズの高まりから、保育所については幼稚園に比べて利用の減少は緩やかなものになっています。

淡輪地区においては、公立保育所と公立幼稚園があり、私立は幼稚園、保育所ともない状況です。また、深日・多奈川地区にくらべ、児童数が多くなっています。

幼児教育においては、集団の確保が重要な観点であり、今後の児童人口減少を見すえ、私立施設の意志も鑑みながら、教育・保育の一体的提供を検討します。

②質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取り組み

幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であることから、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点で取り組みを行う必要があります。

そのために、幼稚園教諭、保育士等に対する研修を充実して資質の向上を図ります。府で実施している幼児教育アドバイザーの活用も、必要に応じて実施します。

幼稚園、保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の実施を行うよう、適切な指導・監督、評価を実施します。

また幼稚園等の教育施設等による自己評価、関係者評価、第三者評価等に対する支援を行い、教育の質の向上に努めます。

③幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続に向けた取り組み

少子化や核家族化をはじめとする家庭環境の変化により家庭の教育力の低下が言われて久しいですが、加えて地域における人間関係も希薄化して地域の教育力も低下していると言われています。これらを背景に、小学校入学後の生活の変化に対応できにくい子どもの増加により、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど「小1プロブレム」と言われる問題が教育現場では課題になっています。

平成20年に策定された「教育振興基本計画」において、「幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年度から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す」とされています。

本町では、遊び交流や給食交流、相互参観等の実施に加えて、岬町人権教育研究協議会において、保幼小連携した研修を行っています。また、幼稚園児と保育所児が交流する機会も積極的に設けています。しかしながら、教職員の業務が増加する中、連携のための時間の確保が課題となっています。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続のためには、各施設同士の連携に加えて、設置者や所管部署が異なる施設が連携しやすいように環境を整備することが重要であるため、保幼小の連絡協議会の設置、合同研修の開催、人事交流ならびに保幼小の連携を一体的に行うために所管部署の統合も視野に入れて取り組みを進めます。

さらに、各施設における連携の取り組みを効果的に行うために保幼小接続カリキュラムの開発や連携に当たっての配慮事項等、各施設が連携する上で参考となる資料の作成を行います。

保護者に向けては、保護者も安心して子どもの入学を迎えることができるよう、小学校における学習や生活について情報提供するなど、保護者に対する支援を行います。

発達障がいを含む全ての障がいのある子どもに対する幼児期から義務教育段階への円滑な接続にあたっては、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携して支援します。

5. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、次の13事業を実施することになっています。

事業名	事業の概要
1. 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
2. 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
3. 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
5. 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
6. 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
8. 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
9. 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
10. 病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
11. 放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

（1）量の見込みと提供体制の確保について

①利用者支援事業

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員を配置して情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

本町では、子育て支援課において、子ども・子育て支援事業にかかる情報を集約し、必要に応じて情報提供ならびに関係機関との連絡調整と地域連携を行います。

相談・ニーズに応じて情報提供を行う利用者支援は、子育て支援センターにおいても実施します。

また、保健センターにおいて、妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援を実施しています。

【量の見込み】（単位：か所）

	令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	3	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1

※基本型：情報収集と提供に加えて関係機関との連絡調整、地域連携を行う。

※特定型：情報収集と提供のみを行う。

※母子保健型：妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援。

②地域子育て支援拠点事業

本町では、岬町子育て支援センターを1か所開設しています。子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安の軽減や仲間づくりに結びつけています。今後は利用者支援事業を組み合わせて、機能強化を図ります。

【量の見込み】（単位：延べ利用回数/月、か所数）

	令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延べ利用 回数	430	137	111	108	102	97
か所数	1	1	1	1	1	1

③妊婦健康診査

妊婦の安心・安全な分娩・出産と経済的負担の軽減を図るために、公費負担の受診券を交付し、指定医療機関（大阪府内の医療機関）で受ける健診費用の助成を行っています。また、里帰りなどで大阪府外の医療機関で受診された方に対しても、限度額の範囲で健診費用の一部を助成する制度を設けています。

【量の見込み】（単位：延べ健診件数/年）

	令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延べ健診 件数	640	616	588	560	532	504

④乳児家庭全戸訪問事業

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の名称で新生児訪問を拡充し、4か月までの乳児の全家庭に対して、新生児記録票等から対象把握を行い、母子の健康状態の把握、子育て情報の提供や育児支援のサポートを行います。おおむね生後2か月までに、保健師又は助産師・看護師・民生委員・児童委員等が家庭訪問し体重測定や育児に関する相談に応じています。

ほぼ100%家庭訪問し、必要に応じた助言等を実施しています。また、里帰り分娩等で町内にいない場合は、在宅市町へ訪問を依頼し、母子の状況を確認しています。

対象者から訪問拒否を受けた場合は、子育て支援課や保育所、子育て支援センター、医療機関等の関係機関と連携し、状況確認を行う必要があります。

【量の見込み】（単位：人/年）

令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
42	46	44	42	40	38

⑤養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな要因で養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者に対して育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、さまざまな経路を通じて、支援を必要としている家庭を早期に把握して適切な支援を行う必要があります。

【量の見込み】(単位:世帯数/年)

令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
136	116	106	99	89	78

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業としては、子どもを守る地域ネットワーク事業として、地域における児童虐待等の防止及び早期発見と対応のために、関係機関等と情報を共有し適切な連携を図ることにより、すべての児童が健やかに心豊かに暮らすことができる目的として、岬町要保護児童対策地域協議会（愛称：みさき要保護ネット）を設置しています。

みさき要保護ネットは子育て支援課が事務局となり、「代表者会議」「実務者会議」「ケース検討会議」を置き、教育委員会と連携して緊急時の会議の招集や情報収集にあたるとともに、参加機関が連携して虐待防止等のために対応します。

みさき要保護ネットの機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性向上にむけた研修や、ネットワーク関係機関の連携を強化するため、ケース記録や進行管理台帳の整備等に対する支援を行います。

⑥一時預かり事業

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者のリフレッシュなどを目的に保育所や地域子育て支援拠点などで日中子どもを預かる事業です。

本町では、子育て支援センターにおいて平成21年10月から実施しています。対象は1歳児から就学前児童で、子育て支援課で利用登録を行ったのち、子育て支援センターに申し込んでいただきます。行政が設置する委員会、審議会等への出席のために利用する場合は、子育て世代の参画を促進する観点から利用料の減免措置を実施しています。

■定 員 1日あたりおおむね4名

■利用時間 (月～金) 9時～17時

■利用料金 1歳～3歳未満 2,000円(1日)・1,000円(半日)

3歳～就学前 1,400円(1日)・700円(半日)

また、子育て支援センターの一時預かり事業（一般型）に加えて、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育が幼稚園型として一時預かり事業となります。町内の3幼稚園すべてで預かり保育を実施しています。

■利用時間

- 【淡輪幼稚園】 月曜日～金曜日 16時30分まで
 　　春・夏・冬休み期間中は、8時30分～16時30分まで
- 【海星幼稚園】 月曜日～金曜日 17時30分まで
 　　春・夏休み期間中は、8時30分～16時30分まで
- 【教円幼稚園】 月曜日～金曜日 17時30分まで
 　　夏休み期間中は、8時～17時まで

【量の見込み】(単位：延べ利用人数/年、か所数)

		令和元年度実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般型	延べ利用人数	279	112	103	95	86	76
	か所数	1	1	1	1	1	1
幼稚園型	延べ利用人数	3,122	2,651	2,618	2,404	2,090	1,719
	か所数	3	3	3	3	3	3

⑦子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。

本町では、平成28年度から、町外の児童養護施設と契約し、利用可能な状態となっています。

【量の見込み】(単位：延べ利用人数/年、か所数)

		令和元年度実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
短期入所生	延べ人数	0	3	3	3	3	3
	施設数	0	4	4	4	4	4
夜間養護等	延べ人数	0	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0	0

短期入所生活援助（ショートステイ）：7日以内（宿泊可）

夜間養護等（トワイライトステイ）：平日夜間または休日（宿泊可）

⑧ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児の支援を依頼したい人と援助を行いたい人との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行います。

具体的な援助活動としては、保育所への送迎や放課後の預かり、冠婚葬祭や買物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

本町では、平成 29 年 10 月から、直営で事業を開始しています。

【量の見込み】(単位: 延べ利用人数/年)

令和元年度実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
47	41	39	37	35	32

⑨延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の保育時間を超えて保育する事業です。

本町では、平成 26 年度から平日、土曜日とも基本利用時間 8 時 30 分～15 時 30 分を 7 時～19 時に保育時間を延長しています。新制度においては、11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と 8 時間利用を標準とする「保育短時間」が設定され、それぞれの基本利用時間を超える時間について延長保育が適用されます。基本利用時間が長いため、現状では該当する利用者はありませんが、需要動向を見極めながら、提供体制を検討します。

【量の見込み】(単位: 利用人数、か所数)

	令和元年度実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実人数	0	25	22	20	18	16
施設数	4	4	4	4	4	4

⑩病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

本町では、町内の3保育所にて体調不良型を実施しています。

【量の見込み】(単位: 延べ利用人数/年)

	令和元年度 実績 見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延べ利用 人数	261	236	216	202	182	159
施設数	3	3	3	3	3	3

⑪放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が就労等により専門家庭にいない小学生に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、健全育成を図っています。

本町では、2か所(淡輪学童・深日学童)で実施しており、平成25年度に6年生まで対象年齢を拡大しています。

■定 員 淡輪学童90人(2か所相当)、深日学童(多奈川学童含む)30人

【量の見込み】(単位: 利用人数、か所数)

	令和元年度 実績 見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録児童数	217	142	136	130	128	122
施設数	2	2	2	2	2	2

学童保育における取り組み

事業名	事業の概要
保育内容の充実	年間カリキュラム、長期休暇等におけるカリキュラムの作成、実施をはじめ、社会体験プログラムの導入など、内容の充実に努めます。
地域との連携やボランティアとの協働の推進	地域のボランティアやNPO等との協働で、伝承遊び等事業(昔遊び等)、自然等体験事業(はたけっ子活動)、長期休暇派遣事業(和歌山大学から学生の派遣)を行います。
指導員の職員研修の充実	指導力の向上、地域との連携、カリキュラムの作成等など、指導員として必要な研修を実施し、指導員の資質の向上に努めます。
放課後子ども教室との連携	すべての子どもを対象に学習支援や体験活動を行う放課後子ども教室と連携して、子どもたちに多様な学びの機会を提供します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度では、保育料は国が定める公定価格をもとに市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。施設によって実費徴収などの上乗せ徴収が行われる場合に、上乗せ部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。今後、必要に応じて実施を検討します。

⑬多様な主体が参入することを促進するための事業【新規】

国では、新制度の円滑な実施のためには多様な事業所の能力を活用して保育所、小規模保育などの設置を促進していく方針です。新規に事業を開始しようとする事業所に対して、実地支援、相談・助言等を行う事業です。

今後、必要に応じて実施を検討します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 全庁的な推進体制づくり

本計画は、本町における子どもの健全な育成と保護者に対する支援の指針となるものであり、その推進にあたっては、福祉・保健をはじめ、人権、教育、労働、住宅、環境など、子どもや子育て支援に関連する部署間の連携を図り、全庁的な推進体制づくりを進めます。

また、本計画は、国・大阪府の計画や制度と深く関わっていることから、国・府との連携を図るとともに、本町の財政状況を踏まえつつ、計画の推進に努めます。

2. 圏域内および大阪府との連携

本計画策定に関する指針を与えた国・府との連絡体制を今後も維持するとともに、子ども家庭センター、保健所、警察署、ボランティア団体、事業所、有識者などによる子育て支援ネットワークの体制を整備し、本計画の推進や子育て支援に関する問題についての解決の場の形成をめざします。

3. 関係機関・団体等との連携

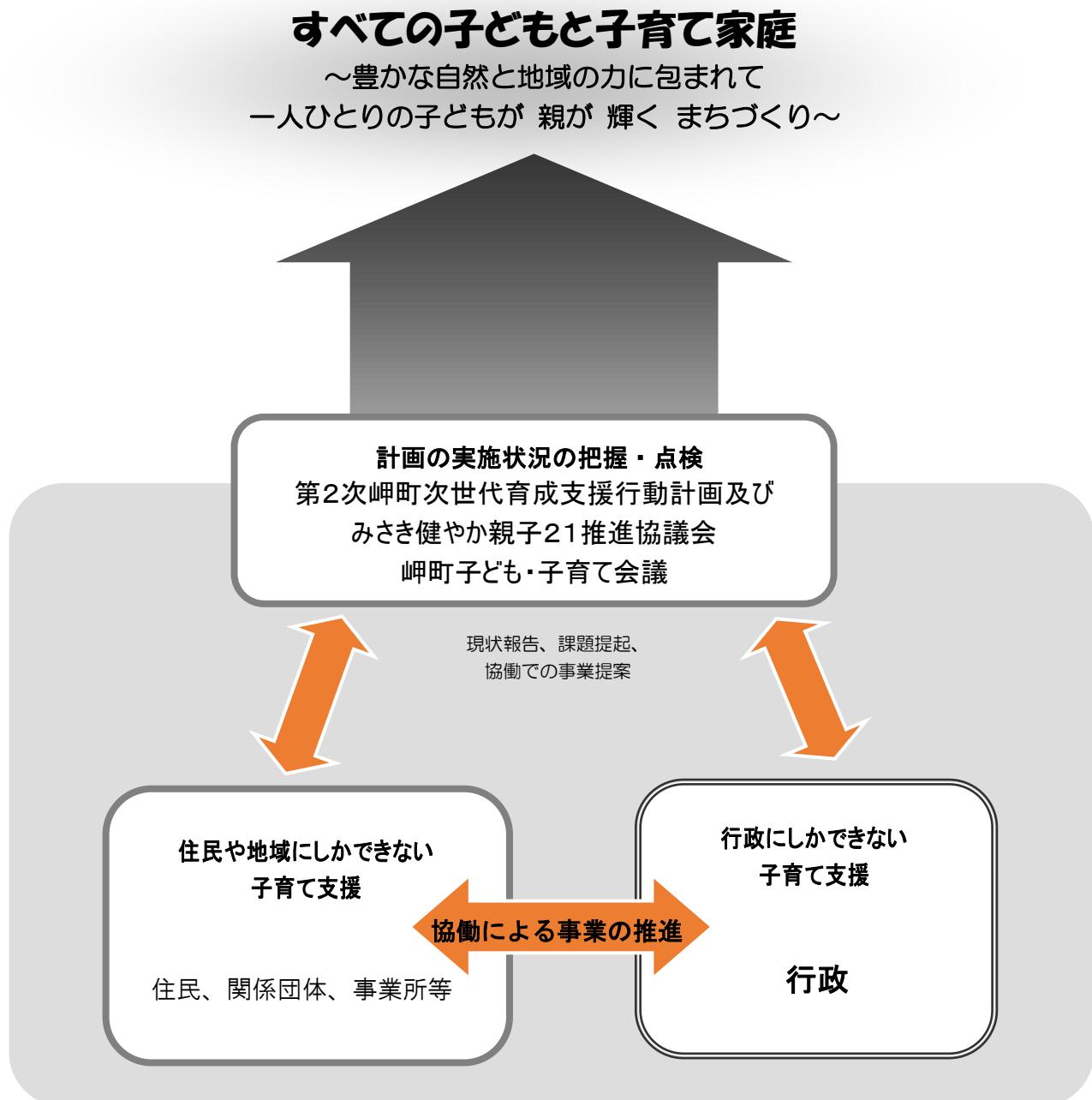
本計画の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民や関係団体、事業所等が一体となって取り組んでいく必要があります。関係機関・団体等との連携の推進とともに各主体が本計画の基本理念を共有し、子育て支援に主体的に取り組めるよう、広報紙やホームページ、イベントなどさまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・普及に努めます。

4. 推進状況の定期的な検証と評価

本計画に基づく施策の推進状況については、定期的に把握・検証を行うとともに、関係部署等からなる横断的な推進組織において施策の調整・確認を図り、円滑な推進と新たなニーズへの対応方策の検討等を行います。そのために、関係団体、住民の代表等で構成される「岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会」及び「岬町子ども・子育て会議」に本計画実施状況を報告し、進捗状況の評価を行います。

5. 住民と行政の協働

「岬町全部がつながる会プロジェクト」と題して、計画の策定機関である「岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会」及び「岬町子ども・子育て会議」のメンバーを中心にプロジェクトチームを必要に応じて設置し、住民、関係団体、事業所、行政との協働による事業の実施に取り組みます。



資料編

1. 岬町子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月28日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、岬町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験のある者
- (2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3)子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (4)子どもの保護者
- (5)公募した住民

(委員の任期)

第4条 委員（町職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本町に、岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 岬町次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子21の実施状況の把握・点検等に関すること。
- (2) 岬町子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21の総合調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 岬町子ども・子育て会議の委員
- (2) 教育関係者
- (3) 保健・医療又は福祉施設等の関係者
- (4) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、岬町子ども・子育て会議委員の任期日までとする。

4 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(報償)

第5条 町長は、会議に出席した委員に、別に定めるところにより報償金を支給することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、しあわせ創造部子育て支援課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

3. 岬町子ども・子育て会議委員名簿

委員氏名（順不同）		区分	
1	山崎 由可里	学識経験者	和歌山大学教育学部 教授
2	山本 佳代子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	岬町立子育て支援センター所長
3	松本 登代	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	岬町立淡輪幼稚園園長
4	小路口 秀子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	岬町立保育所長代表（深日保育所長）
5	浅井 周英	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園教円幼稚園園長
6	森田 智子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	海星幼稚園園長
7	奥野 千秋	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学童保育指導員（淡輪学童保育指導員）
8	廣田 孝子	子ども・子育て支援関係団体に属する者	主任児童委員代表
9	廣田 泉	子ども・子育て支援関係団体に属する者	岬子育てネットワーク代表
10	赤井 朋代	子どもの保護者	保育所保護者代表（淡輪保育所）
11	磯内 実希	子どもの保護者	幼稚園P T A代表（淡輪幼稚園）
12	松永 高太	子どもの保護者	小学校P T A代表（淡輪小学校）
13	松本 勝治	教育関係者	岬町校園長会代表（深日小学校長）
14	澤田 道雄	保健・医療関係者	泉佐野泉南医師会（岬町代表）

〔任期〕 委嘱日から令和3年8月31日まで（令和2年3月31日現在の名簿）

4. 岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会委員名簿

委員氏名 (順不同)		区分	
1	山崎 由可里	子ども・子育て会議委員	和歌山大学教育学部 教授 岬町子ども・子育て会議会長
2	山本 佳代子	子ども・子育て会議委員	岬町子育て支援センター所長
3	松本 登代	子ども・子育て会議委員	岬町立淡輪幼稚園園長
4	小路口 秀子	子ども・子育て会議委員	岬町立保育所長代表 (深日保育所長)
5	浅井 周英	子ども・子育て会議委員	認定子ども園教円幼稚園園長
6	森田 智子	子ども・子育て会議委員	海星幼稚園園長
7	奥野 千秋	子ども・子育て会議委員	学童保育指導員 (淡輪学童保育指導員)
8	廣田 孝子	子ども・子育て会議委員	主任児童委員代表
9	廣田 泉	子ども・子育て会議委員	岬子育てネットワーク代表
10	赤井 朋代	子ども・子育て会議委員	保育所保護者代表 (淡輪保育所)
11	磯内 実希	子ども・子育て会議委員	幼稚園P T A代表 (淡輪幼稚園)
12	松永 高太	子ども・子育て会議委員	小学校P T A代表 (淡輪小学校)
13	松本 勝治	教育関係者	岬町校園長会代表
14	澤田 道雄	保健・医療関係者	泉佐野泉南医師会 (岬町代表)

〔任期〕 委嘱日から令和3年8月31日まで (令和2年3月31日現在の名簿)

5. 児童の権利に関する条約【参考】

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に補償するために定められた条約です。18歳未満の人たちを「子ども」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について詳しく述べ、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年の中華人民共和国総会において採択され、1990年に発効し、2019年で30周年を迎えました。日本は1994年4月に批准し、同年5月から効力が発生しています。

なお、この条約は、18歳未満の子どもを対象として、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守るように定めています。

●4つの権利

「生きる権利」……すべての子どもの命が守られること

「育つ権利」……もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

「守られる権利」……暴力や搾取、有害な労働などから守られること

「参加する権利」……自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

●「子どもの権利条約」の一般原則

・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長されること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

みさき子どもとおとなも輝くプラン

(第3次) 岬町次世代育成支援行動計画

(第3次) みさき健やか親子21

岬町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：岬町しあわせ創造部子育て支援課

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000 番地 1

T E L : 072-492-2709 F A X : 072-492-5814

